

第五十八回 参議院法務委員会會議録第七号

(二三〇)

昭和四十三年三月二十八日(木曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

三月十五日

辞任

大森 久司君
山本茂一郎君

補欠選任

木島 義夫君
中山 福藏君

三月二十八日

辞任

中山 福藏君
谷村 貞治君

補欠選任

山本 杉君
内田 芳郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

北條 簡八君

青田源太郎君
梶原 茂嘉君

秋山 長造君
山田 徹一君

委員

内田 芳郎君
木島 義夫君

齋藤 昇君
山本 杉君

大森 創造君
龜田 得治君

山高しげり君

國務大臣

法務大臣

赤岡 文三君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総長

岸 盛一君

最高裁判所事務

総局総務局長

寺田 治郎君

事務局側

常任委員会専門員 増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北條簡八君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員(北條簡八君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。赤岡法務大臣。

○國務大臣(赤岡文三君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要旨とすることを御説明申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、高等裁判所における訴訟事件及び地方裁判所における借地非訟事件の適正迅速な処理をはかるため、判事の員数を十二人増加することにいたしております。

第二点は、裁判官以外の裁判所職員の員数の増加であります。これは、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における事件の円滑な処理をはかる等のため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び庁舎の管理員等を増員しようとするものでありまして、合計十三人を増加することにいたしております。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(北條簡八君) 本案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北條簡八君) 速記を起して。

○秋山長造君 ちよつとお伺いしますが、これは幼稚な質問かもしれませんが、いまお聞きのように、この法律案の提案説明は法務大臣がやられた。それで内容は、法務省とは関係ない裁判所の定員法について審議をするわけですから、これはまあそういういまのたてまえになつてゐるから提案権がないと、したがって法務大臣がやられるということになつておるのですけれども、これはどうもびんときませんね。それで、予算の提案なんかについても、裁判所は二重予算の提出権を持つておられるようでございますね。これは、いまの法制上から言えば、やむを得ないからそうなつてゐるのだらうと思うのですが、これは何が根拠になつてこういう形になつてゐるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいま秋山委員からお話のごさいました問題は、現行法ではまさしくそうなつておるわけでございまして、単に現行法でそうなつてゐるというにとどまらず、やはり三権分立の基本にも触れる問題を多々含んでゐるきわめて重要な問題であるというふうに私も常々考へてゐるわけでございまして、結局まあ憲法がすべての基本であらうと思ひます。その憲法をいかに運用して、日本の、大きく言えば政治と申しますか、すべてのことをやつていくかと、そのときにどういふふうに権限を分配するかというところであらうと思ひます。そして、これは憲法にも規定がございまして、あるいは憲法に規定があるなにかかわらず、およそ今日の近代国家におきましては、国会が最高の機関である。そして、すべての方策は国会で議決さ

れる予算なり法律でもつて動いていく、これがまあ根本であらうと思ひます。その場合に、その国会におきめになることをたがひ出すかということについては、いろいろな考え方が立つたと思ひます。現行法でも国会のみならず、衆議院と参議院と、すなわち、国会の、具体的に言えば政党内閣でございまして、国会の議員さん方が数名で発案されるという形式がある意味では一番すぐれた方式であるというふうに考えられるように私も常々思つてゐるわけであります。しかし、同時にまた内閣もやはり、政府、すなわち日本の国政を担当する行政の最高機関として、責任をもつて法案を出しになる。これまた確かに一つのやり方であり、そしてその内閣で出しになった法案が国会で可決されれば、それはやっぱり最高機関の権威を持つた決定として動いていく。これも非常に重要なやり方であらうと思ひます。ただ、その際に、それは最高裁判所に提案権を認めてはどうかと、この点については、憲法なり国会法上そうなつてゐるという以上、やはり三権分立の精神から申しましても、そもそも裁判所というものはそういう形での政治責任を負ふものではないと思ひます。したがって、裁判所は、定員法のやうなものでございまして、それは問題はないけれども、それとて、たとえば裁判所の管轄をどうきめるとか、あるいは裁判所の配置をどうきめるとか、あるいは裁判所の政治問題でございようなことでも、やはり一つの政治問題でございまして、それについて政治責任を負ふのはやはり内閣であり、最終的には国会でございまして、この形では、最終的には国会でございまして、現在の憲法では、最高裁判所はいわゆる違憲審査権というものを持つておるわけでございまして、そうなりますと、違憲審査権を使ひますためには、やはりこれは法律の制定の過程ではあまり裁判所というものが意思表示をするということとは

好ましいことではない。提案がおかしいばかりでなしに、実は私ども、法務委員会には、従来の慣例で出席いたしまして、そして法案の御審議の際にある程度の意見を述べさせていだいておるわけでございますけれども、しかしこれもかなりの場合には事務当局限りの意見であるというお断わりをしなければならぬような場合が出てまいるわけでございます。ここで、この法律に御賛成申し上げるとか、あるいはこういう法案はできるとけつこうだと申し上げておいて、いざ最高裁判所はそういう法律は違憲だと言うことは十分あり得るわけでございます。いま問題になっております職員定員法のようなものにつきましては、これが違憲であるというようなことで問題になる余地はなからうかと思えますけれども、一般的には、そういうわれわれは提案権が認められておらないし、認められないのが妥当じゃないかと思えます。そういう関連でできておりまして、それでは裁判所の職員の数を決めるのは裁判所の仕事ではないのかということになると思います。私どもは裁判所の職員をきめることは非常に重要な裁判所の関心事であると思っておりますが、最終的には内閣が一つの政治的な責任を持って、これだけの裁判官で裁判を動かしていくべきものと、たとえば訴訟遅延があるからどうかということとは最終的には内閣の政治責任で判断し、そして最終的な決定権は国会をお持ちになっておるということで、私どもはあくまでここで御説明申し上げますのは、現在裁判官が何人ぐらいいおり、欠員がどうなっており、訴訟がどうなっており、こういう実情であるということをお願いして、その資料のもとで国会の御決定をいただく、いわばその参考資料を御報告申し上げておるといふようなつもりでいつも出てまいっているような次第でございます。

○秋山長造君　これは外国の例はどうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君)　これは、戦前のようなシステムでございますと、裁判所と

いうのは司法省の一機関でございますから、そういう場合にはそういう問題が起こらないわけでございます。そして現在、大陸法、たとえばドイツでありますとかフランスにおきましては、大体日本の戦前のシステムでございますから、そういう点は問題にならないわけでございます。現在の制度はアメリカに比較的近いわけでございますが、アメリカでもむしろ最高裁判所は提案権は持つておらないように私は了解しております。そしてアメリカの場合日本とかなり違うのは、規則制定権というものとかなり強力な力を持つております。御承知のとおり、憲法の七十七条で、最高裁判所には規則制定権というものがございまして、規則で定員をきめるということを申し上げているわけではございませんが、たとえば訴訟の手続というような問題については、かなりの程度に最高裁判所の規則にまかされておる。つまり、法律から委任されているような形になっておる例が多いわけでございます。しかし、これにも一つの問題がございまして、日本ではやはり、重要なことは国権の最高機関である国会でおきめいただく、そしてそれのいわば補いなりあるいはそれと而立する形で規則をきめるというのがここ二十年來の大体のやり方でございますが、その点にはいろいろ実は議論がございまして、規則制定権はある面においては法律に優先するというような説も學説としてはあるわけでございます。大体はしかし、裁判所が立憲法的作用をやる場合には、規則制定権の行使であるというのが普通のやり方であろうと思ひます。

○秋山長造君　アメリカの最高裁判所の予算とか定員だとかというようなものはどういう形でできておりますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君)　これも実は、突然のお尋ねでございますので、詳しいその規定の内容等を調べてまいっておりますが、これはやはりアメリカの場合には、大統領がお出しになって、連邦議會でおきめになると、こういうふうに承知いたしております。

○秋山長造君　それは、各州の裁判所があります

ね、それも大体連判と同じことですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 州ごとに大体同様のようでございます。

○秋山長造君 そうしますと、この三権分立というところがたてまえではあるが、もう一つ徹底し切れぬところがありますわね、日本の場合は。そうすると、裁判所が提案権を持たないということ、むしろ持たないほうが、立法過程について裁判所が関与しないほうが、違憲審査権を持つ裁判所のたてまえとしてそのほうがベターだということとでそうなっている、いまのようになっていると言うんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私、違憲審査権の点を申し上げましたのは、それも非常に重要な一つのモメントであろうという趣旨で申し上げたわけでございます。それ以外に、たとえれば、そもそもしまこでは定員法でございますので、これなんかは、もしかちに最高裁判所が提案権を持つとすれば、最も最高裁判所が提案するにふさわしい法案であろうと思いますが、これ以外のものでございます。たとえば裁判所の管轄をきめるということ一つにいたしましたも、これはやはり地元の住民の意見を聞き、あるいはその他の利害関係、あるいは弁護士会等の意見を聞く、そういういろいろな手続を経て、一つのそれが行政であろうと思います。そういう情報収集その他のいろいろ施策を経て法案というものが形づくられるということであろうと思いますが、裁判所の司法行政は、原則として裁判所内部の司法行政、すなわち職員の管理とか、あるいはいろいろなそういうような内部的な規律ということが中心であるように憲法上なっております。つまり、対国民に働きかける行政というものはやはり内閣の御権限にあるほうが自然ではなからうかと、一応かように考えておるわけでございます。

○秋山長造君 まあその点は、一応おっしゃる通りかもしれませんが、そうなりますと、法律の提案権は、いまおっしゃるように、法務省がやる。ところから、予算については、例の財政法の規定があり

うものがある。そうすると、それはまた別なたてまゝになるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 予算の中には、非常にその裁判を運営していくための直接の経費が多々あるわけでございます。典型的なものは例の裁判費というものでございます。一例をとりますれば、たとえば事件のために検証に行く旅費というようなこともございます。その他いろいろなものがございますが、そういうふうに裁判を実際に行っていく上の必要欠くべからざる経費というものがございまして、それがなければ裁判は動かない、こういうことになりますけれども、これはやはり内閣だけの御判断ではわれわれとしては承服することができない場合もあり得る。やはり、その程度の裁判費しか計上してくれないのじや承服できない、裁判が動かなくなるといふことで、国会の御判定を仰ぐということが十分考えられるし、そのためにこういう規定もあると思います。そういう点が、定員法が非常に関連してくるわけですが、定員について、私どもとしては、これだけの人間がいなければ裁判は動かないといふことをつとに考えておるわけでありまして、そういう点で、予算でつまり定員を計上していただくということになると思います。これは、そういう関係から申しますと、定員というものも予算でかなり実質的な御論議もいただいておりますが、その一環ということになるだろうと思ひますが、ただ法律という形をとっておりまして、法律はやはり、内閣の提案で、国会の議決が必要であると、こういう形になるわけでありまして、しかし、そうかと申しまして、定員法というものを政令でやるということはどうてい考えられませんか、裁判所の規則でやるということも穩当でないのです、やはりこれは法律できめていただくのが一番好ましいということ、予算とやらはらでおきめいただいております、かような実情でございます。

○秋山長造君 そうしますと、せめて予算だけで

も、裁判所の要求というか、裁判所の自主性、そういうものがある程度保障する一つの便法として、財政法にそういうものがつくられておると思ひます。それだけのものがあるのですが、この二十何年間、裁判所の予算というものは予算委員会で——予算全体についてはなかなか論議をやっておるけれども、裁判所の予算ということで特別に論議になった前例がありますか。それからもう一つは、財政法でそういう特別な権限——権限といひますか、特別な法が認められておるわけですが、それがこの二十年の間にその効用を發揮された前例があるのですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ただいまお話の点、まず裁判所の予算について国会でどの程度從來論議がされてきたかという点かと存じますが、この点は、衆議院におきましても、参議院におきましても、大体において分科会の段階でかなりきめのこまかい御審議をいたしておるのが前例でございます。今回の国会では、まだ参議院のほうでは分科会が開かれておりませんので、その点について御論議をいたしていないわけでありまして、衆議院では、十数日前に分科会がございますが、事務総長以下私ども出席いたしましていろいろ御説明を申し上げた、こういう実情でございます。これはもう毎年大体そういう例になつております。ときにはよりまして比較的問題点が少なくて御了解いただく等、いろいろございいたしますが、大なり小なり分科会の段階でやっていただくことが普通でございます。きわめてまれには、一般質問等の段階でお話が出ることもあったように記憶いたしております。

それから二重予算の問題でございますが、これは目に見えた過去の事例といたしましては三回ぐらいあるわけでありまして、少し古い例では、昭和二十五年ぐらいの例で、これは給与問題でございしますが、大蔵省と妥結をいたしませんでして、そうして二重予算の準備をして、まさに提出するというところで内閣のほうで同調していただいた。二十七年ごろにもそういうような例があった

ように記憶いたしております。さらに近いところでは、三十五年にもやはり同様の例で、出す一歩寸前というところまで行った例があるように記憶いたしております。ただ、こちらのほうで出す準備なり、あるいは出す一歩手前というところまで参りますと、多くの場合には、何らかの形で内閣のほうでもこちらの意見に同調していただくような形になりますので、実際に国会の場で二重予算という形で論議された例はないように記憶いたしております。

ただしかしながら、これはいわば目に見えた事例でございます。これは非常に目に見えない効用といひますのは、つまり内閣——直接には大蔵省でございしますが、大蔵省としては、二重予算を出される危険があるというところは、大蔵省の關係の方々すべて常に意識しておられるわけでございます。そういう意味で、またわれわれのほうでも、まあこれはときには、二重予算問題というような含みの発言と申しますか、そういうようなことで、牽制と言つてはことばがたいへん俗っぽくなつて恐縮でございますが、いろいろそういうような話にいく場面もしばしばあるわけでございます。そういう点で、大なり小なり効用を發揮しておるわけでありまして、ただし、二重予算の制度が最高のものかどうかということでは、またいろいろ御意見もあらうと思ひますが、一応從來の経過はそういう実情でございます。

○秋山長造君 二重予算を出された場合には、もちろんそれについての責任を持って答弁をされるのが裁判所だと思ひますけれども、そうでない場合、たとえば今回のような場合、法律案についてはもちろんですが、予算についても責任を持つて答弁されるというのは、法務省、法務大臣ということですか。さっきの話では、あなた方は権限はない、責任はないのだけれども、まあ便宜上詳しいから説明に出てきているのだというふうな意味の御発言があったんですが、その点どうです

か。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) きわめてデリケートな問題でございますが、今回の予算案、いま参議院で御審議いたしております予算案は、私もそれはそれで一応了承して、そうして内閣案としておきめいただいたわけでございます。そういう意味においては、私もとしては定員がどのようにきめられることに異存がないというふうな申し上げておるわけでございます。しかしながら、それ以外の決定については、およそ私も決して一切どうということをおし上げられる立場にはございせんが、予算という限度では私も御了承を申し上げたということになるわけでございます。そこで、たとえば二重予算を出した場合に、一体どうなるか。二重予算については、当然裁判所が御説明申し上げることになるわけでございますが、そういうときに、その裏づけの法律がどういう形になつてくるかということは、これもまたきわめて次のめんどろな、なかなかデリケートな問題であらうかと考えているわけでございます。

○秋山長造君 二重予算の規定があるために、これをやったことはいくらでも、そういう規定があるということで暗黙の強い効用があるのだというお話ですが、今度のこの定員法をちよつと拝見しますと、二十五人ですか、全部で。あなたのほうでは、現在の裁判所の実情また今日の社会経済の要請というふうなことを考えられて、ずいぶん膨大な人員を要求されましたね。それに対して二十五名ということで了承されたわけですが、ちよつとちよつと要求された——まあ俗に言う吹っかけたということじゃないかと思ふんですよ。いやしくも裁判所が予算要求を出される以上は、やっぱりそれだけの確固たる根拠を持って、これは絶対必要だということ、裁判所の機能を何とか曲がりなりに發揮していくためにはそれだけのものが必ず要だということを出されたと思ふんですよ。それに対する二十五名というのは、私は幾らでもたくさん雇つてむだづかいせいというわけじゃないん

ですよ。それはないですけれども、それはかくやつてもらわなければいけませんけれども、これは相当かたぐやられた結果の要求だと思ふのですが、それに対して二十五名というのは、あまりにも要求額とそれから結果とが隔たり過ぎているので、どういふことなのかというやうな疑問を持つたのですが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ただいまの秋山委員のお話の点は、これは実はいつの国会でもいろいろお話がございまして、いつも私も私にお話がある問題でございます。まずその前に、私も内閣のほうへ要求書を提出いたしました。その数が、あらゆる意味で現在の必要数というわけでもないわけでございます。つまり、もつと必要な面もあるわけでございます。と申しますのは、あれはすべて大部分が年次計画でございます。したがひまして、今年度はとりあえずということであつて、あれだけ入れれば今後ともいいということでもないわけでございます。それから逆にまた、あの数字の中には多分にいろいろな事件数等の見通しというものを頭に置きながらはじき出したものもあるわけでございます。この見通しという点の最も典型的な例が借地事件の關係でございます。借地事件についてはあるいはもう少し伸びが大きいのではないかと、そういうことも頭に置きながら要求をいたしまして、それが十二月の段階で少しづつその実績がわかつてくるというやうなことが一つのいわゆる足を引っぱる要因になった面もあるわけでございます。しかしながら、これは全体としてはそう大きな数ではございせんので、最も大きな問題は二つあるわけでございます。

一つは、裁判所におきましては、裁判官の増員というものが中心になつて、その他の職員が増員が考えられる場合が普通でございます。つまり、裁判官がふえませんかには、書記官だけふやしても事件は必ずしも速くいくとは限らないわけでございます。そこで、どうしても裁判官の増員に見合ひながら書記官等をふやしていく。そうなりま

す、裁判官につきましては、給源というものがきわめて限られておるわけでございます。その給源は、一番中心になりますのは修習生から判事補を経て判事になるというコースでございます。これは現実はその通りで、望ましいかどうかの点は別として、現実はその通りでございます。そこで、その数が一応基本になる。しかし、それに付け加えて、やはり弁護士なり検事からも来ていただくという数はいくつもある程度見当をつけるわけでございます。検事のほうはほとんど言うに足らない数でございますので、結局は弁護士からどのくらい来ていただくかということを見当をつけて要求をいたすわけでございますが、いよいよ予算案を最終に決定する段階では、実際に来ていただく可能性がないとなれば、充員の見込みが立たないということで、結局充員の見込みの立つ限度で妥結せざるを得ないというのがかなり大きな要素でございます。

それからもう一つ、本年の特殊な例といたしましては、御承知のとおり、内閣のほうでいわゆる定員の抑制のプランをお立てになっておるわけでございます。これはあくまで内閣のおやりになることでございまして、いわば私どもの関することではございませんけれども、しかし、国家の財政がさような状態であるということは、やはり私どもとしても頭に置きながら行動せざるを得ない。そういう場合に、裁判の面におきましては、これは事件が遅延している状況でございますから、とうてい定員を抑制するということは考えられないわけでございますが、一般の行政の部門につきましては、たとえば報告事項の簡素化というようなことで協力する余地があるかどうかということを検討いたしまして、そういう意味で、本来ふやすべきものを抑制して、いわば定員の転換をはかって増員ということも考えておるわけでございます。なお、この関連におきましては、本年七月からいわゆる反則金制度が施行されて、その関係で裁判所へ来る事件がかなり大幅に減るという見通しになるわけでございます。その減る要

因というものは頭に置きながら、つまり定員の転換をする。ここに出ておられますのは二十五名でございますが、私どもは現実的には約百名前後の増員というふうに踏んでおるわけでございます。そういうことは、本年度のいろいろな環境のもとではやむを得ないものであると、かようにまあ考えて、この線で妥結したというのが実情でございます。

○秋山長造君 もう一、二点ちょっとお尋ねしますが、裁判官の定員です、裁判官の定員はきまつておるわけですが、これはまあ定員をきめる以上は、何かその根拠というの、基準といひますか、めんどいいますか、何か一つのものがあつた、それによつて何名と、こうきまつておるはずだと思つてますが、よく警察官なんかの定員が問題になる場合に、警察官のほうでは、人口との比率が幾ら、人口何人について警察官が一人、だから日本の場合にはまだ欧米の国々比べて警察官が少ないんだとか多いんだとか、そういう説明をよく警察官あたりからされるわけですが、まあそれも一つの説明のしかただと思つてますが、裁判官の場合、そういう人口との比率というやうなことを当然一番お考えになることじやないかと思つたのですが、そういう資料がおりになるかどうか。

それからもう一つは、国家予算の総額と裁判所の予算との比率を出して、そしてそれでふえたと減つたとか、あるいは欧米の諸国と比べて日本は裁判所予算が高いとかというやうな比較もしばしばやられると思つてますが、そういう点は、まあ防衛庁あたりで、防衛予算が国民所得の何%とか、アメリカはどうか、イギリスはどうか、だから日本はまだまだふやさないかぬというやうなことをよく政府のほうで説明されるんですが、そういう角度から考えた場合に、一体日本の裁判官の定員というものはどのぐらいな位置づけになるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まことにごもっともなお尋ねであると考えております。実

はその点は、私どもも始終いろいろ外国と比較をし、また戦前等と比較をしながら仕事をやっていくわけでございます。ただ、戦前と比較をいたします場合には、非常に法制がかわつておるわけでございまして、たとえば刑事事件などにおきましては、戦前は、警察、検察庁の書類が全部まづ回つてきて、それから裁判が始まる、こういうことでございまして、いまでは、いわゆる起訴状一本主義といふことで、とにかく起訴状だけで審理を始める、それからあと全部直接調べる、こういう関係でございます。そういう関係からだけなかなか戦前との比較がむずかしい。また、地方裁判所は戦前ではすべて合議制でございましたが、戦後は単独制を大幅に取り入れておる。そういうやうな関係から、なかなか戦前との比較がむずかしいわけでございまして、それからまた、各国の比較でございますが、これが実に差が大きいわけでございまして、一般的に申しまして、たとえばドイツのやうな国では、裁判官が非常に多いので、裁判官一人当たりの国民数といふものがつまり西独では四千人余でございます。つまり四千人に一人ぐらゐの裁判官がおるわけでございまして、それからイタリアでも、やはりそれとあまり違わないやうな数字のやうでございまして、それに対して、日本では四万人——三万数千人について一人といふやうなことでございまして、これは十分の一ぐらゐしか裁判官がいなくて、こういうことになるわけでございまして、ところが、逆にイギリスあたりでは、十二万人ぐらゐに一人しか裁判官がいなくて、むしろそのほかにいろいろ補助裁判官的なものはおりますけれども、本来の資格のある裁判官はそういうやうなことでございまして、そういうやうなことで、これまた非常に制度が違ひまして、たとえばドイツなどではいろいろ特殊裁判所というものがあつてございまして、そういうものがすべて入つてくるわけでございまして、それに対して日本では、最高裁判所を頂点とする一本の形になつておる。そういうところもかなり違ひうわけでございまして、それから、訴訟のやり方等がずいぶ

ん手続が違ひまして、ちよつと法曹人口の比較ではなかなかむずかしい。しかしこれは、亀田委員ここに御列席でございますが、亀田委員も御参加になりました臨時司法制度調査会でも非常に問題になりまして、一般的には、裁判官といわず、検察官といわず、弁護士といわず、法曹人口が非常に不足している。したがつて、法曹人口をもっとふやすべきだといふやうな結論がออกมาつて、それに基づいて数年来修習生の採用等も逐次ふえてまいつておるというやうな実情のやうに承知していただくわけでございまして。

それから予算の関係でございますが、予算も本年度の場合には総予算に対して六%強でございます。したがつて、かなり低い比率になつておることは、非常に遺憾に思つてございまして、ただ、この点でも、実は諸外国と比較いたしますと、諸外国の場合は比率そのものが非常に低いわけでございまして、申しますのは、日本の裁判所でこれだけの比率がありますか、日本の要素は、管轄費でございます。人件費が圧倒的に大きいわけでございまして、管轄費が相当大きな要素を占めておる——全体の二割余あるやうな思ひます。ところが、アメリカ等では、おそろく、管轄費といふやうなものが、ほとんどでき上がつておるやうなものでございまして、たとえばアメリカの連邦では〇・〇八%という、これはちよつと問題にならない低い額でございます。同時に、これはおそろく裁判所側の事情としてはそういう管轄費の問題がございまして、それから国家全体の問題としてはおそろく防衛費といふやうな問題の問題でもあらうかと思ひます。よくわかりませんが、とにかく膨大な予算でございますから、裁判所が人件費を中心にして組む場合に、アメリカの連邦なんかではこういう低い比率になります。しかし、ドイツなんかでは、これに比べましてやや高いやうでございまして、ただ、ドイツの場合には、検察庁も含めた数でしか出ておりませんので、裁判所だけを切り離した場合にどのくらいになるか。日本の場合にも、検察庁、法務省

と加えましてパーセントを出しますと、二%弱になるわけでございます。ドイツでも検察庁も含めましたパーセントではやはり二%台のようでございます。このパーセントの比較だけではちよつと私ども一がいには言えない。しかし、裁判所の予算として、現状で必ずしも満足はいたしておられないわけでございます。本年度はこの辺でいうことで、今後ますます増額については、私どもとしても努力をし、また国会のお力添えもいたしたいと考えているわけでございます。

○秋山長造君 必ずしも満足してはいない。ただ満足していない程度よりは少し違ふわけですね。必ずしも満足していないが、この程度でよからうというところですか。そういうことをお尋ねするのは、私は何でもかんでもふやしえすべしというの意味で言っているのじゃないのです。ただ、この間も新聞にちよつと出ておりましたね。浦和の地裁の法廷で大島隆司裁判長が公判中に心筋梗塞でなくなったのですね。詳しいことは知りませんが、過労状態の中で仕事をやっておられたようですが、法廷で倒れるということもあり例は多くはないことだろうとは思いますが、しかし現状からいいますと、裁判官のみならず、その裁判官の仕事に補助している書記官その他裁判所職員全般に、ああいう勤務の特殊な性格でもあるでしょうけれども、じつと家の中に閉じこもって、そして相当神経の疲れる仕事ですね。非常に過重な勤務になって、一般的に過労状態のままですつといっているんじゃないかというように思う。

しかも、世論の要求としてはすべて、裁判がおくれる、おくれる、なかなか金のない者ではこれはもう訴訟を起こしたくても起こせない、うっかり裁判にかかったら、これはもう結局、何年かかってやってみたら、元も子もなくなつて、精根すり減つて往生してしまうというふうなことになる。だから裁判はもつとスピーディーに能率的にやれという要求はすいぶん強い。特に選挙裁判についてよく言われることですけれども、そ

れに限らないと思う。スピーディーにやりさえすればいいというわけのものでもない。いいかげんな雑なことをやってもらつては困る。だから別の面で障害が出てくるけれども、しかしそれにしてもやはり裁判が非能率であるという声が高い。それにはいろいろな事情があるでしょうけれども、やはりそういう人員の問題というふうなことも相当響いている要素だと思ふ。だから、そういう点をどういうふうに解決していかれる御方針なのか。

それからもう一つは、聞きますと、やはり裁判所の関係は、これは一がいには言えませんが、職員は厚生というふうな面がほかの役所よりも不十分なんじゃないか、おくれるんじゃないか、ルーズにおろそかになつていっているんじゃないかという感じを持つのですが、たとえば、職業病といわれるような何らかの病気をもちながら、それを何とかごまかしてとにかく勤務を続けるを得ないというような状態が相当あるんじゃないかといふことを申し上げますけれども、そういう点についてひとつお考えを承りたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいまの秋山委員のお尋ねはきつめて多岐にわたつておりましたので、それぞれについて要点的に申し上げたいと存じますが、その前に、私先ほど裁判所の国家予算に対する比率を〇・六%強と申し上げたつもりでございますが、あるいは六%強と申し上げたといひますれば、それは私の言ひ間違ひでございます。

そこで、まず浦和の大島裁判官の問題でございますが、実は裁判官が自宅で執務中に病氣になる例はないではございませんが、法廷でお倒れになつたというような例はきつめて希有な例でございます。そこで、私どものほうとしても、さつそくその実情を調査いたしました。まだ実は現在調査中でございますが、一応わかりましたところでごく簡単に申し上げますと、大島裁判官は、刑事の裁判長でございまして、明治三十六年に生まれる

方で、もう定年にお近い方でございます。そうして第二刑事部の総括裁判官として、法廷合議事件の二分の一、単独事件の十分の二を御担当になつておつたということになっております。

浦和の裁判所は、実は事件の増というところで、昨年の四月の定員改正の際に裁判官一名を増員いたしておるわけでございます。ただ、新受事件を見ますと、刑事事件は四十年ごろから横ばいの状態でございます。民事事件のほうの増が多いわけでございます。したがうして、その増員になりまして裁判官は主として民事のほうに振り当てられるという形が自然であつたのではなからうかと、これは現地の裁判所できめることでございしますが、さうして一応推察いたしておるわけでございます。刑事のほうは、事件数そのものとしてここ数年さほど大きな変化はございませんし、また他庁と比較いたしましたも特に事件が多いといふふうには見えないわけでございます。ただしお話をいたしましたおりのことでございまして、私どもとしては一そうその増員なり充員ということに努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

それと、先般来、いろいろ予算あるいはその他の関係で御援助いただきました。いわゆる宅調廃止という問題が相当全国的に実現しつつあるわけでございますが、遺憾ながら浦和の裁判所は管轄計画としては比較的あとのほうの順位にならざるを得ない実情にあるわけで、実際のその職場環境といふものはほかにならべてやや悪いという実情であるわけでございます。そういう点は、今後とも努力しなければならぬというふうに考へておるわけでございます。

それから審理期間の問題でございますが、これは実は、先はちよつと触れました臨時司法制度調査会でも、訴訟遅延について相当論議されました。いろいろ御意見がございまして、一般的、常識的には訴訟は非常におくれているということでございますが、ただ刑事事件については、むしろ

一般的には必ずしもそれほどおくれておるわけではなくて、特殊の事件が非常におくれておる、こういう関係にあるのではないかと、それに対して民事事件は全体的に非常におくれておるというふうな、ほぼ結論のようなものが出たわけでございます。ただ、統計的な数字をとりましますと、お手元に参考資料として出ておりますものの一二ページにもございまして、民事でも、簡裁では平均約五カ月強、地裁でも十二カ月程度ということでございます。この平均数をとりましますと、目をみはるほどのおくれでもない。決して速いとは申しませんが、たとえば諸外国と比較いたしましたも著しくおそいということでもないわけでございます。ただ、この平均審理期間の中には比較的簡単な事件も全部込めて入っておりますので、これだけではとうてい満足できない。私どもとしては、とりあえず本年予算的に行う定員上の配属のお願いをいたしましたのは、高裁について審理期間を半減したいということで計画を立てておるものが現在の実情でございます。その上で、さらに地裁、簡裁のほうにも及ばしていきたい、かように考えておるわけでございます。

それから職員の問題でございますが、これは私どもとしては、少なくとも他省庁より健康管理の点でおくれていることは絶対ないといふふうに確信いたしておるわけでございます。職員全部につきまして毎年二回必ず定期検査を実施いたしております。それから、速記官でありますとか、あるいはタイピストでありますとか、そういう特殊の職員につきましては、特別の定期健康診断として、いま申し上げましたもののほかに、年二回、いろいろ、腕の部分でありますとか、目の部分でありますとかの特別定期健康診断をいたしておるわけでございます。その一環としての精密検査もいたしております。昭和四十一年の暮れにも精密検査をいたしましたし、昭和四十二年——昨年の暮れにも精密検査をいたしましたわけでございます。これは労働衛生科学の専門の医者をお願いいたしまして、性格テスト、タッピング

グ、皮膚温、疎血検査、聴力、血圧、問診等の内容のようでございますが、要するにかなり精密な検査をする、こういうことをいたしておられますし、いろいろ検査の際には、単純なる方法によらず、かなり進んだ機械を取り入れまして、それでやっておりますのでございまして、相当はかの省庁よりもおこなわれていることは毛頭ないように確信いたしておりますが、その点は今後とも努力いたしたいと、かように考えるわけでございします。

○亀田得治君 秋山委員から一般的に御質問がございましたので、私は重複を避けて、ひとつ関連する事項で、具体的な諸問題について少しお聞きをしておきたいと思っております。

最初に、最高裁判所の調査官の問題ですが、従来、最高裁判所の判例につきまして、調査官室の名前で、「法曹時報」にですと、これに担当調査官による最高裁判所の解説というものをやってきております。そこで、たまたまお尋ねしたいのは、第十九巻の四号——これは昨年の四月のものが、これに、いわゆる官報事件ですね、この事件の上告審の破棄差し戻し判決につきまして、担当調査官であった船田三雄さんがその解説をしておられます。ちょっとそこを讀んでみますが、「右判文をみれば明らかなように、本判決は、被告人等の捜査官に対する自白調書の任意性の存否についてはいずれとも判断を示していないことはもとより、その基礎となる事実、すなわち、手錠の施用の有無、正座の有無等各般の不当な処遇の事実の存否についても、いずれとも認定していないのであって、この点の事実の確定及び任意性の判断は、すべて今後に行なわれる原審の審理の結果に委ねられているのである。この点は特に留意を要するものと思われる。」、こういうことが書かれております。で、この事件は差し戻しになりました。で、現在これは大阪の高級で審理中でありまして、当然、最高裁の差し戻し判決ですから、判決自体のこの理解のしかた、その拘束力の範囲、こういうことが劈頭に、これはこういう重要な事件

ですから、特に問題になることなすね。で、そういう問題について、調査官という立場の人が、裁判官を差し置いて、この点はこう読むべきなんだというように、これを特に書くというふうなことは、私はこれは少し出過ぎじゃないかというように思われるんです。このことが現在問題になって、日弁連を通じて最高裁等にもこれは照会が行っておるわけですが、その経過はどういうふうになっておるのか承っておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいま亀田委員からお話のございましたように、最高裁の調査官がお話のような解説を雑誌に書きまして、その点で日弁連から照会をいただいたことは事実でございます。で、私どものほうへ日弁連から照会をいただきましたのは、本年の一月二十日付の書面によるものでございます。そうして、その御照会の内容は、いまお話しになりました解説は一体どういう根拠で何人の責任によつてなされておるものであるか、これが第一の御質疑事項でございます。それから第二点は、そういう解説を行なうについて執筆者の間で何らかの基準が設けられているかどうか、特に未確定の事件の解説につき特別な配慮がなされているかどうかというの、第二点の御質疑事項でございます。

それに対して、私どものほうでは内部で慎重に検討いたしました。二月二十一日付で日弁連のほうへ御返事を差し出しておるわけでございます。その内容は別に秘密でも何でもございせんから、ここで朗読させていただきますと、「法曹時報に掲載されている最高裁判所判例解説は、財団法人法曹会からの依頼により、最高裁判所判例集に登載される判例について、最高裁判所調査官が、個人の責任において、個人的見解に基づき執筆しているもので、右解説に関する最高裁判所規則や最高裁判所裁判官会議の決議は存在しない。」、それから第二点といたしまして、「したがって、右解説の基準等については、最高裁判所の関知するところではない。なお、執筆者の間で

も特別の申し合せ等はなく、各人の良識にしたがう取り扱いということである。」、こういう趣旨の返事を差し出したというのが、いままでの経過でございます。

○亀田得治君 日弁連からの照会がありまして、それに対して内部で検討して、ただいまお読みになったような回答を出したというところでございしますが、その検討されたというの、どういう場で検討されたということになるわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは事務総長の回答でございますから、事務総長が中心になって検討したわけでございます。

○亀田得治君 調査官の皆さんもそれに参加されて検討されておるわけですか、あるいはそれは省いて何か別なメンバーで検討されたということなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、御承知のとおり、小さな建物でございますし、一緒に生活しておるわけでございますから、特に調査官を集めてどうという問題ではございませんが、こういうことが問題になりました、実は私も「法曹時報」というものは購読いたしておりますし、解説そのものは読んでおりますけれども、私などはたまたま民事専門でございますので、刑事のほうはあまり読んできて、これが問題になって初めて読んだようなことで、そういうような経過から、これも、一体どういうことでこれが出ているのかというように、この上、席調査官等にもよく聞きました、そうしてどういうやり方をしていくかということについてもある程度聞いておるわけでございます。

○亀田得治君 特に裁判官会議を開いて回答を出したというのではありませんか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 普通、事務総長の回答でございますから、別に裁判官会議の議は経る必要はないわけでございますが、ただ事柄の性質上、裁判官会議にも御報告申し上げてございします。

右解説の基準等については、最高裁判所の関知するところではない」と、調査官がかつてにやつてんだと、こういうふうな意味にもとるわけですが、しかし、この「法曹時報」のたとえ表紙を拝見いたしますと、「最高裁判所判例解説」として、その下に「最高裁判所調査官」と——これは公的な名前ですわね。最高裁の内部の事情をよく知らない人は、当然これは最高裁としてこれをお出しになる、こういうふうにはやりこれは考えるのが私は自然だと思ひます。それから、この雑誌の「三八ページですか、この判例解説の一番初めのところにも、やはり「最高裁判所調査官」と、こういう見出しがつけられて、あとずっと解説が始まっているわけですね。その最高裁判所の関知するところじゃないというふうな回答は、何か非常に逃げておるような印象を与えるわけですね。大いに関係があると、だれでもやはりそういうふうなこういう問題が起るまでは見ていたんじゃないですかね、表紙からいっても。そうだとすれば、もう少し突っ込んだ、実際にどの程度関係があったんだとか、いろいろなことがもう少し説明されませんか、何かあれば調査官の諸君がかつてにやつたんだと、おれは知らぬのだと、こういうふうな感じを受けるわけですが、もう少し真相というものを明らかにしてほしいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いまの亀田委員のお話の点でございますが、実は私自身もこの雑誌を二十年来購読しておるわけでございしますが、「調査官室」という表示はうっかりしておったようなことでございします。で、この問題になりましてから、なるほど「調査官室」と書いてあるなというふうなことでございまして、そこではいろいろ、どういうわけかどういふような表示になったかという当時の事情を聞いてみたわけでございします。で、これはたしか昭和二十九年ぐらゐから始まったことのようにございしますが、この当時の事情をいろいろ聞いてみますと、調査官の諸君は、この雑誌のみならず、いろいろな雑誌に、

いろいろな解説なり、批評なり、論文なりをお出しになる。そのときに、多くのほかの雑誌では、最高裁判所調査官の名で出しているか、あるいは何の何がしと書いて、原稿の一番末尾に最高裁判所調査官とカッとして書く、こういう例が多いようでございます。ところが、この雑誌の場合は書く人が全部調査官でございますので——たまたま例外的に調査官でない場合もございますが、大部分、九割以上は調査官でございますので、調査官というところを一つ一つ書くかわりに、調査官の同人というように趣旨でこういう表示になったようでございます。そして、いま亀田委員からもお話のありましたように、官制上調査官室というものがありません。これは、これはお承知のとおりでございます。ただ、それは申ししても、いまもお話がございます。これは、世間一般の人は調査官室というものがあつたやうな印象をお受けになる、何か一つの機関、官制のものであるやうな印象をお持ちになるというところは、これはまことに恐縮なことでございます。そういう誤解を生じてはよくないことでございますので、こういうことが問題になりました場合に、法曹会のほうへ強く申し入れまして、こういう表示は一切しないようにしてもらおう。これは従来とも、何ら調査官室というものがあつたわけでもなければ、その機関に基づくものではございませんけれども、ただ調査官の同人というやうなつもりで軽く最初に書いたのが例になつてしまつたやうでございますが、そういう誤解を生じてはいけませんので、その点を今後そういう表示を一切しないというふうに申し入れをいたしまして、たしかこれは数年前にもそうなつておつたのではないかとありますが、そういうやうな運びにいたしましたやうな次第でございます。そういう関係で、これは「法曹時報」に限らず、「ジュリスト」だとか、「法律時報」だとか、あるいは「判例時報」だとか、いろいろなものに調査官が書きますものについて、一々最高裁判所が検閲をするというわけにもまいりませんので、これは各人の良識にまかせるほかないと、か

うに考えておるわけでございます。

○亀田得治君 調査官が自分で扱つた事件についてのことを私問題にしてるんですよ。一般的な判例の批判とか、そういうことではないんです。まあその点についての結論的な私の考えなりまたお尋ねは最後にいたしますが、その前に多少事務的なことを聞くわけですが、財団法人の法曹会、これは責任者なり中身はどういうことになっておるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 法曹会というのは、たしか明治二十四、五年ごろに、有名な児島惟謙大審院長のときにつくりましたものが、たしか明治の終わりに財団法人という形になつたわけでございます。そして、これは財団でございますから、会員ということではございせんが、事実上は会員のやうなものがございす。で、この雑誌の關係につきましても、編集委員といふものがございまして、その編集委員が一応編集について責任を負う形でございますが、直接この雑誌の編集人は石丸岩夫君であつたと思ひます。その石丸君が編集の責任者でございますが、編集委員というものがあつたわけでございます。

○亀田得治君 理事長はいまだなでしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 理事長という形はとっておりませんが、会長は最高裁判所長官でございます。

○亀田得治君 もちろん法務省——財団法人はみんな各省の所管がありますがね、当然これは最高裁の所管というわけじゃないでしようから、やっぱり法務省所管と、こうなつてゐるんでしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そのとおりでございます。

○亀田得治君 そうすると、最高裁長官が自動的に会長の地位につく、こういうふうにとつと慣例としてなつてゐるんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、明治時代に寄付行為をつくりましたときに、大審院長ということになっておりまして、その後読み

かえではなしにたぶんつくつかたと思ひますが、最高裁長官ということになっております。ただ、これは名譽会長のようなことで、實際執務をされるわけじゃないんですが、そういうことになつております。

○亀田得治君 編集委員というのはどういうメンバーでしようか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これはたしか六名ぐらいいたと思ひますが、高裁判事、地裁判事、それから最高裁の検事も入つておられたと思ひますし、法務省の方もこれまた入つておられたと思ひます。

○亀田得治君 いまお名前からぬでしようか、どういふ方がなつてゐるか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私の記憶しておるところで申し上げます、高裁の仁分判事、地裁の安村判事、それから最高裁の本田検事、その他でございます。

○亀田得治君 それから、この執筆されるメンバーですね。やはり原稿料といふますが、そういうものがちゃんと財団法人から調査官の方に出ておるんでしようね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 先ほどちよつと補足すべきであつたかと思ひますが、会長等は全部無給でございます。ただ、原稿をお書きになつた方は、原稿料は若干出ているやうに聞いております。

○亀田得治君 それはどんな程度でしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私も正確には存じませんが、何でも民間雑誌あたりよりはだいぶ安いと聞くのではありませんが、ちよつと正確な数字はいま記憶いたしておりませんが、おそろくそういう民間の雑誌よりは少し安い程度かと思ひます。

○亀田得治君 これは何でしようか、最高裁の判例をずっと継続的に解説しておるものですか、何か長期の契約でも調査官の皆さんと財団との間でできておるんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、

私の承知いたしております範圍では、何も書面の契約書はないやうでございます。それでございすから、これはいやだと言つてお書きにならない方も實際にはおるやうでございます。したがつて、最高裁判例集に登載されるものについて全部出ておるわけでもないやうでございます。いやだという表現はちよつと受当かどうか——つまり、書く締め切りにおくれちゃつたとかいふ理由で、必ずしも網羅的というわけでもないし、そういう意味で、厳格な契約があるものでもないやうでございます。

○亀田得治君 たいへん中身のこまかいことを聞くやうで恐縮ですが、そういう原稿の執筆というものは、自宅でやる場合もあるでしようし、また、いわゆる調査官室ですか、そこで書かれることがあるんでしようし、そういう實際の狀態というものはどういふやうになつておるんでしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この判例解説といふことになりましたと、ちよつと私もよくわからないのでございますが、一般問題として、裁判官がそういういわば副収入があつていいのかといふことは、一つの問題ではあらうと思ひます。

○亀田得治君 いまそういうことを言うてるんじゃない。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それについては、裁判所法等の規定もありまして、必要な限度では許可制をとつておるわけでございます。ただ、原稿執筆という点については、どうも許可は要らないのではないかと。それじゃどこで書くかといふ点は、これはもう自宅で書くといふものであると理解いたしております。

○亀田得治君 理解しておるといふやうなことじゃなしに、實際はやはりこの調査官室第一であり——見出しがそうなつておりますが、だから総務局長きわめて善意に解釈して答弁されておりますが、それはいろいろの時間をつくつてお書きになつてゐるのが私は実態だと思ふんです。なぜそういうことを聞かかといひますと、財団の責任者

が最高裁の長官——まあ実際の執務は別ですよ、しかしちゃんと表はそうなっている。そうして、いままでは調査官室というふうなものを表示してきておる。いろんなことから考えましても、単なるこれは調査官の私的なことだということでは済まされぬように、私はいろいろ考えた結果思うんですよ、これは、ほんとうにそういう私的なものにしてほしいのであれば、いろいろ検討の余地があるんじゃないかというふうに思っているんです。そういう立場からいいますと内輪のことも聞いてみたわけですが、これはどうなんでしょう、か、実際は担当裁判官は全然この原稿にはタッチしておらぬのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その点は、もうタッチしておられないことは確実であらうと思います。

それから、調査官室で書くかというお話でございますが、実は最高裁自体は、御承知のとおり、古い建物で、調査官室は非常に狭いわけでございます。例の宅調廃止問題が起こりましたけれども、なかなか、調査官のほうはむしろ窮屈な状態でございますので、ある程度自宅執務も認めざるを得ないような状況でございますから、おそらく調査官室へ出てきたときに書くということは、これは絶無ではないかもしれませんが、ないのがたまたまでありまして、私はそう理解しているというのを申し上げたわけでございます。裁判官の点は、関与しておられないことは明らかであらうと思います。

○龜田得治君 最終的に聞きたいことは、調査官というのは裁判官の何といつても補助者ですわね。だから、その補助者の人が自分が扱ったケースについて解説を書く場合には、よほど私は注意が要ると思うんです。担当した裁判官が何らかの方法で自分の判決についてつけ加えたい——これは判決だけわかるようにしておいてもらうのが一番いいわけですがね、しかし、問題によってそういうふうにお考えになった場合は、それは裁判官自身がやるべき分野でありましてね。そういう

うことをしよつちゅうやる方がいいか悪いか、これはまた別ですが、判決を書いておいて、あとで解説というふうなことはおかしいという議論も出るんです。しかし、いい悪いは別としても、何かをつけ加えていくというのであれば、私は裁判官以外にはさせやならぬと思っております。実際は、それはあなた、調査官は単なる補助者ですからね。その補助者の人が裁判官がつくった判決についての理解のしかたを書くというところは、これはもう間違いだと思ふんです。積極的に、私は、担当しておらぬ裁判官なり、あるいは学者の方とか、そういう方が、いろいろ他人の出した判例について、自分はどう思うとか、解釈のしかたなり、あるいは結論に対する批判なり、そういうことをされることは、これはある意味で大いに切磋琢磨になって、それはいいことだと思ふんです。しかし、担当された手足の調査官がそういうことをやるというところは、やるとしても、ほんとうの意味での解説、要領のいいまとめ、その域を出てはならぬと思ふんですがね。これは、そういうことは問題にならぬのでしょか。どうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいまのお話の点、非常に重要な問題であらうと思ひますし、私どもも実は、こういう問題にもなりましたし、どういう経緯でこういうことが始まったかという当時の実情も若干調べてみたわけでございます。いま龜田委員は、担当した裁判官がやるならともかくというふうにもおっしゃいましたが、それは問題だとあとおっしゃいました。私どもは担当した裁判官が判決以外で自分の判決についてとかく言うことは非常によくないことだと考えているわけでございます。そこで、調査官なら担当した者でもいいのかという問題であると思ひます。この解説は、いろいろこまかく調べますと、全部が全部担当した者ではないようでございます。しかし、かなりな部分において担当した者がやっているようでございます。同様に、「ジュリスト」等は、担当した調査官が掲載している例

もかなりあるようでございます。そこで、そのほかの雑誌の点はともかくといたしまして、この雑誌にどういう経緯で主として担当した調査官を中心にしてこういう解説をするようになったのかということはいくつかの当時の関係者に聞いてみたわけでございますが、そういういたしますと、これはあくまで資料を並べるものである。と申しますのは、これはまあ龜田委員つとに御承知のように、調査官は、ある一つの法律問題が裁判で問題になりますと、これの従来の学説、それから判例、それは大審院ばかりでなしに、下級審のもの、むしろ最高裁のもの、すべて集めるわけでございます。直接間接関連のあるものを集める。それから、事柄によりましては、たとえばドイツの判例を集める。あるいは学説を集める。あるいはフランスのものを集める。そういう場合に、独法は読めるけれども仏法はだめだという人は、協力を求める、数人でも協力して調査をするというところもあるようでございます。そういうふうにして集めてまして、それが資料になって、まあそういう資料の上で裁判というものが出て来ているわけでございます。で、意見というものは、調査官にはあり得るはずのものでないわけでございます。そこで、そういうふうには集めまして資料を、普通の場合ですと、それを一々、たとえばドイツにはこういう学説があるというところは判決には書きませんから、それが埋もれてしまふわけでございますが、せっかく集めた資料をそこに並べて置けば、それがやっぱり一つの参考になるんじゃないかというようにすることが、どうもきつかけのようでございます。したがって、いやしくも調査官の意見を書くものとは理解されずに始まったもののようにございます。ところが、やっぱり調査官も法律家でございますから、書くうちに筆が走って意見的なものが出る。それを心配して、いま問題になっております船田調査官の場合にも、「右意見はあくまで私見にすぎない」と断わっておりますが、こういうふうな心配も出るわけで、そういう点は、やはり意

見は避けてほしいということとは、これは前にもたしか部外からの問題ではなかったと思ひますが、部内でもちょっと問題になりましたときに、これはやはり意見を書く欄ではないんで、あくまで資料を並べる欄であるという話をしたことがあつた。というところで、上席調査官等を通じて、こういうふうな問題になったことをよく調査官に徹底させて、この欄は意見を書くべきものではないということについて、まあ一応の、何と言いますか、調査官諸君の良識をお願いしたような次第でございます。これはしかし、私どもにそういう権限があるわけのものでもございませんけれども、まあ要するに、こういうものでもきつかけたらあつたらして、やはりそういう誤解を避けるようなふうにしていただきたいということとはまあ常々考えておるわけでございます。で、「私見にすぎない」というふうな断わつてあることではございませんけれども、なるべくそういうものは避けたほうがいいんじゃないか。それから、ただ一つ船田君のために、私、船田君おられますから、申し上げさせていたいただきたいと思ひますのは、先ほどお読み上げになりましたけれども、その文章自体は実は判決のほとんど繰り返してございます。で、こういうことは、本来はまあ、書いても無意味といひますか、判決自体で、「被告人等の取調に際し、捜査官が手錠を施したままであつたか否か、並びにこれを施用したままであつたとしても、その供述の任意性を肯定すべき特段の事情が存したか否かの点その他被告人等の自白調書の任意性の有無については、なお審理を尽くすべき必要がある」と認められる。」と判決自体にそう書いてあるんですから、全く同じことを繰り返しておるわけなんです。繰り返さなければ問題はなかったわけでありまして、その繰り返し問題を生んだわけ、しかし問題を生んだ以上はやはり注意は必要だと思ひますが、とにかく書いておることは実は判決の繰り返しであつた、こういうふうに応えておるわけでございます。

い。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 先ほど、官換事件に対する船田調査官の判例解釈についていろいろ御質問がありました、これまでの経過を総務局長からお答えをいたしたわけでありますが、実はこれは、この返答を日弁連に対して出したほかに、私の部屋に上席の調査官に来てもらいまして、そしてやはりこの問題を問題にいたしました、こういうふうな誤解を与えるということはよろしくない、そういう点で、調査官同士の中でも十分検討して、そして今後こういう誤解を与えるような執筆はしないというように注意したらどうであらうか。これは実は、事務当局といたしましては、調査官に対する別に何ら権限がないわけですから、誤解を招くけれども、まあそういうことは抜きにしまして、もっと大きな問題として、裁判所の裁判の信用にも関する問題にもつながりますし、それでそういうことをいたしたわけでございます、上席調査官が中心となりまして、調査官の間でいろいろ討議して、そうしていままでのそういう誤解を招くような書き方は今後十分慎もう、そういういわば申し合わせみたいなことをやっております。

それと同時に、先ほど総務局長からお答えしましたように、あの「調査官室」という表示は、これは実は私どもも二十年余り、別に気がつかずと言えは何ですが、実態を知っているのですから、一ついつかりしておいたような次第で、ああいうものは即刻やめなければいけない。と同時に、調査官が解説を書くのは、あくまで客観的な解説でなければならぬ。自分の主観的な意図をあの解説に盛ってはいけません。そういうことは上席調査官の御意見であって、その上席調査官が中心となって、いわば調査官たちの会合においてそういう申し合わせをした事実がございます。これは外部にあらわれておりませんが、内部的にも、

ただそれを私どもは放置してきて、木で鼻をくくったような態度でいくというわけではございません。

○龜田得治君　まあ、いま事務総長からそういう努力をされたことをお聞きしましたから、一応この問題の質問はこの程度にしておきますが、ただ最後に、やはりちよつと割り切れぬ問題が残っているわけです。調査官の意見発表の方法といひますかね、こういう問題について、これはやはり真剣に研究してください。担当調査官、その調査官は最高裁判官の手足である、こういう立場になっているから、私は言うのですが、そうしませんと、あなた、最高裁の一つの判例について、裁判官と調査官が別々なことを言ひだすというふうなことになるたら、一体どうなるんです、それは。それ

それでは、この案にできるだけ直結した問題をひとつ少し取り上げていきたいと思います。先ほど秋山委員の質問に対して、浦和の大島裁判官の問題が出たわけですが、大島裁判官は、これはずいぶん——裁判の開廷状況などをお調べになっているかどうか。ありましたら、どういう開廷をしていったのか、ちょっとお聞きをしたいのです。といいますのは、職場では、もう裁判官がやり過ぎるので、裁判官が先に倒れるか、書記官が先に倒れるかといったようなことまで言われておったようなんですね。それに関連していろいろなお話を聞いておりますが、非常に無理な開廷をやっていたように思いますが、どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者 寺田治郎君 大島裁判官は、戦前に弁護士から裁判官にお入りになった方のように伺っておりますが、非常に職務的に御熱心な方でございますし、また、先ほども申し上げましたように、相当なお年でございますして、そうして定年も近い、自然また浦和の裁判所においても上席の地位を占めておられるというふうなことで、裁判事務あるいはその他の司法行政事務、つまり裁判所長の補佐事務その他で非常にお忙しかつたように聞いております。先ほど申し上げたように、法廷合議事件の二分の一のほかに、単独事件も持っておられたというふうなことで、そういうふうなことが大島裁判官のお仕事をかなり過重しておる、こういうふうに伺っているわけでございます。

○龜田得治君　たとえば、屋の休み時間ですね、十分くらいしかとらないでやられる。職務に熱心ということはないことでしょうが、しかしみんなが協力してやっていくわけですからね、特に裁判所の運営なんていうのは。どうかの外交員が自分の屋めしも抜きにして一人で走り回っている、そんなもんじゃないのですからね。そういったような点で、ずいぶん無理があったように聞いておりますが、そういうことはお聞になっておりませんか。それから、たとえば土曜日でも午後三時、四時までやられるとか——これは特殊な事件の場合には、弁護人のほうからお願いしてそういうふうになる場合がありますが、ともかくそういうことを絶えずやっておられた、詰めてやっておられた、そういう点はどうでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ただいまのお話の点は、実は私ども、大島裁判官がおなくなりになったことを伺いましたのは二十五日の夕方であつたかと思いますが、それでさっそくあと始末の叙位叙勲の問題その他の手続もいたしました。それからなお、先ほど申し上げましたように、どういう状況であつたのかということを調査いたしておるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、現在調査中でございますの

で、いまお話しになりましたような細部の点においては、私は実はまだ聞いておられないわけでございます。かなり詰めておやりになったようには伺っておりますが、具体的な数字等についてはまだ調査の結果が参っておらないような次第でございます。

○龜田得治君　ともかく事件を早く片づけたい。既済件数が上がってくるのが成績のいい裁判官だというふうな、何といいますが、そういう指導が大体最高裁のほうであるんじゃないですか。そういうことが誤解されて、そうして無理な開廷をやられておるといふふうなことも影響しておるように思うのですが、どうなんですか。この既済事件をうんと上げる、これは毎月統計表を出さしているわけでしょう。これはやっぱり催促の意味だろ？と思うのですがね、毎月出さすということ。それは実際の事情をつかんでおきたい、それだけのことだと言われるかもしれませんが、やっぱり統計を催促されるほうはできるだけ既済件数をふやして報告したい、自然にやっぱりそうなってくるのじゃないですか、口で言う言わぬにかかわらず。その辺、私は決して訴訟の遅延を歓迎するわけじゃないが、無理をしちやいかぬですね。健康なすらすらとした気持ちで絶えずやっぱり裁判官の判断をお願いする、これが必要なことなんですから、その辺はどうなっているんでしょうか、指導方針。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 亀田委員も在野法曹であらせられますし、私自身も現在も事務担当をいたしておりますが、つい三、四年前までは大阪で裁判官の実務をやっておった者でございます。いま亀田委員のお話の点は、非常によくわかるわけでございます。そしてまた、その問題は、おそらくきわめてデリケートでもあり、また処理のむづかしい、また慎重な配慮を要する問題である、かように裁判官の当時に考えておりましたし、現在も考えておるわけでございます。これは全部の裁判所でそういうことをやっておるかどうかはわかりませんが、大阪の裁判所などで

は毎月の既済、未済等を回しております。しかし、これは実は裁判官自身がやっぱり非常に気になることではございます。決してそれによつて——おそらくそういうものは最高裁等へ来ていないと思います。裁判官の手元へ来るものがございます。しかし、それはやはり何らかの意味では気になるものでございます。これは国民の大事な事件をおあずかりしておるわけですから、それが非常にたまるということはやはり申しわけないことでございます。しかし、同時に、亀田委員もお話しになりましたように、何でも早く片づけられたいというのなら、民事事件なども主張責任や立証責任ではねてしまえば幾らでも判決を書けるわけにございませう。しかし、そんなものではやっぱり裁判にならないわけで、十分審理を尽くして、そうして真相を究明して判決をしたい。同時にまたこれが、弁護士さんのほうも個人企業でやっておられますので、準備がなかなかできない。やっぱり事務書面を出すのもおくれる、こちらがやきもきしておつても出してもらえないというようなこともございます。こんなものは、むしろ裁判官の成績に係るしやうにないことでございます。しかし、そうかといって、一方では結審して二年も三年も判決を書かないでおるといふようなことがかりにあるとすれば、これはやっぱり裁判官として批判を受けなければならないこととございませう。その辺のかね合いが、つまりその点はやっぱり、具体的事件を一つ一つ見て、そうしてこれは判決に熟しておるかどうか。それから、結審すればなるべく早く判決を書くということとは、裁判官各人が良識をもって判断すべきであることは間違いないことです。しかし、私どもお互いに人間で、やはり弱い面も持っておりますから、自分だけで自制するといつてもむずかしい点もあるのです、たまにはやっぱりハッパもかけてもらつたほうがいいということもあると思います。そこらのかね合いは非常にむずかしいわけでございますが、良識をもって運用していくというほかにはなからう。おそらく大島裁判官の場合は、非常

に責任觀念の強いお方で、定年ということについての考慮がおそらくある程度頭の中におありになったのではないかとこれは想像でございますが、これも何らかの形で、そういう地位が変わるという直前にありますと、自分の担当しておいた事件についてはやはり自分が責任を持ってやりたという気持ちになるのが自然でございますまして、そういうところが何らかの形で反映したのではないかと、かようにも考えるわけでございます。

○龜田得治君 一生懸命おやりになっている方、これは決してけちをつける意味で申し上げているんじゃないんでして、やはりああいう精神的な労働ですから、無理なことをしちゃかえって私はいかぬ。特殊な人が非常に馬力をかけてやっても、必ずしも書記官なりすべてがついていけるわけじゃない。どっかにやっぱり無理が出てくる。そういう点がいわゆる訴訟の促進という面が強調され過ぎて、過重になるということ、まことに遺憾に思つて申し上げておるわけです。だから、これはひとつ具体的な事案としてお調べを願いたいと思うんです。だから、そういう職務に殉職された方ですから、何といいますが、そんな非難するような意味じゃないに、裁判官のあるべき姿という立場からひとつ御検討を願いたいと思うんです。それからもう一つ、東京地裁の駒田裁判官ですね、この方も合議中に略血されたという事件が起きております。これは一体、だいたい時間もたつておりますからお調べになつていと思ひます。が、そういう勤務の状態ですね、そういうふうなことはどうだったんでしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、直接には人事局のほうの関係でございますので、私ある程度資料等を持ってまいつてはおりますけれども、こまかい点までは十分にここですぐ御報告できるかどうかと存じますが、駒田裁判官は、お話のとおり、胃かいの疑いで御入院になつたようでございます。駒田裁判官の所属しておられますのは、これは御承知のとおり労働事件の關係の部でございます。労働事件の關係の

部というのは、これまた龜田委員にあらためて申し上げるのもあれでございますが、非常に、事件数はともかくとして、心労の激しい部でございます。そういうところから実は、東京地裁の労働事件の処理がかなり滞滞と言つてはこたばが妥当でないかも知れませんが、非常に骨が折れるいうことで、これはどうしても部を一つふやすべきではないかというところが問題になりまして、それで、昨年の四月ごろであつたと思ひますが、五月の初めでございましたか、部を一つ増設したわけでございます。労働事件を担当する部が従来は二部でございましたのを、三部にしたわけでございます。駒田裁判官の属しておられますのは民事の十一部という部でございますが、その十一部に係属しております事件も若干新設の部のほうに回す、こういうような操作をいたしました。そしてその負担の軽減をはかつたわけでございませう。そういうところから、まあそれ以後は、昨年の四月以前に比べますれば、それ以前よりやや負担としては軽くなつたのは数字の上では出ておるわけでございますが、ただし、労働事件は数だけではまいりませんので、一件一件が非常に神経の疲れる問題でございますから、そういう点はある程度駒田裁判官の御健康にも影響しておるというところはあり得るとは考えるわけでございませう。

○龜田得治君 これはともかく非常に問題でしてね。裁判官は大体きまじめですからね。自分の仕事というところに対してやはり非常に考える、そういう人が私は多いと思うのです。だから、それだけにやれやれやれという空気になることは、非常に無理がきているんじゃないかと思ふんです。東京地裁でたえば事件の数を減らしても、民事の關係ですが、私のほうでちよつと調べたのを見ますと、三十七年と四十二年新受の關係を調べると倍近くになっておりますね、民事事件が。少しづつふえていつて、三十七年と四十二年の比較を見ますと倍になっております。その間に、裁判官の増加十八名でしよう。書記官が九名しかふえて

いないんです。だから、そういう全体の負担増という中から、少しづつ健康を悪くしていく。一べんには悪くなるものじゃない。そういうことの結果、公判中に――まあ合議中でありましたが、駒田さんの場合は、そういう略血をする。そんなに悪かつたら、一般の行政官庁でしたら、もう事前に休んだり、休養したり、いろいろしていただきます。大体、それはそうしなければだめですね。だから、そういう点で非常に無理がかかっているように思ひますがね。まあ、先ほど秋山君から御質問があつて、何とかやつていけやうだというふうな意味のことをお答えになつておられるけれども、実際に一、二の事例というものを私たちが聞いてみますと、そうではない。もちろん、これは全国的には、これまた一樣には言えないと思ふ。非常に閑散なところもあるわけですが、それはわれわれも知つております。しかし、それは閑散だからといって留守にするわけにはいかないわけであらう、すぐこつちで持つてくるという、そんなことはできるものじゃない。これは役所としては当然のことです。だから、そういうふうに非常に負担が重くかかっている場所、これはあなたのほうでわかつておられるわけですから、もっと積極的な私

は手を打つてもらいたいというふうに思つて申し上げておるわけですが、この駒田さん以外にもあるでしよう、裁判官で身体を悪くされた方。どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 裁判官なり裁判所の職員に対してたいへん御理解のあるお話で、感謝申し上げるわけでございますが、私、三十七年の統計をちよつと手元に持つておりましたので、三十七年との比較ははつきりいたしません。が、四十年当時と比較いたしましたけれども、やはり若干民事事件は減つておるようでございます。その反面、刑事事件は減つておるというのが実情でございます。定員の増も、これも正確な数字、三十七年との比較はここに持つておりませんが、おそろくもう少し多いと思ひますけれども、それはつまり民刑両方のほうに行く可能性があるので、

必ずしも民事へ全部増員にならないという面もあるわけでございます。それから、それならば刑事から民事に回せばいいということも問題になります。が、やはり裁判官にもそれぞれの専門がございまして、直ちに刑事の裁判官がすぐ民事をやるということもむずかしい面もあるわけでございます。それから、全国的な視野でいうお話は、これは全くお話のとおりでございます。実は定員改正をしますたびごとに、裁判官につきましても、あるいは裁判所の書記官その他の職員につきましても、大体において、地方と申しますか、いなかと申しますか、はじつこのほうから東京なり大阪へ定員を切りかえるという操作をするのがまあここ数年の例になつておるわけでございます。ただ、定員の切りかえ自体がそう大幅にはまいりません。これは、いま龜田委員からもお話がございましたように、やっぱり最小限度地方裁判所としては民刑各一部は要るということになります。それから、六人なり七人の裁判官は事件が少ななくても置かざるを得ない。むしろ支部、簡裁等の整理統合というところは、言うべくして容易じゃない問題でございます。そういうことで、つまり定員を中央に集めるについても、おのずから一定の限度がございませう。その上にさらに、定員は集めましても、実員の異動というところはこれは一そうむずかしい問題で、裁判官の場合ですと、それでもまた全国的な異動をとときいたしますけれども、一般の職員の方の場合に、九州の事件が減つたから東京に定員をふやす、それでは九州の職員に東京に転任してもらふというところは、これは実際問題としてほとんど困難なことでございます。そういうことで、なかなか理想的に定員操作もいかなう。逐次やつてまいつておると、どうしても全体的な平均件数でいきまされた場合に、ある程度大都會に負担が重くなるということもあるわけでございませう。ただ、まだいろいろ聞いてみますと、東京はしかしそれにしてもたとえば労働事件なら労働事件に専念できると、したがつて、むずかしくはあつても、裁判官としては、やりがいもある

り、一つの集中力が出せる。ところが、いなかへ参りますと、民事も少年も家事もやっておる。こういうことが、非常に事務量は少ないけれども、案外骨が折れるという声もあるわけでございます。その辺がなかなか私ども定員を担当する者としてむずかしいところで、どういふふうによつていかと、この辺をかね合いにしながらやつてまいっておりますし、同時にまた絶対数の増員という点では、先ほど秋山委員のお話に対して申し上げましたように、充員ということにかなりの問題がございます。亀田委員などにおかれましては、日弁連等は大いに弁護士から裁判官になることをおすすめていただきますれば、非常にありがたいわけでございますが、その辺のところが、われわれの努力が足りないために、結局修習生、判事補というコースが基本的な形になりまして、なかなか充員できないというところが響いてきているのが実情でございます。

○亀田得治君 まあ充員についての陳情も承ったわけですが、やはり行きやすくはないとこれは行かぬわけですよ。無理のある職場では、来てくれと言ってもなかなか無理です。それで、今年の増員ですが、ほんのわずかですが、ただ、裁判官が十二名に対して職員が十三名ですか、これは裁判官と職員の数からいましては職員のほうが少な過ぎるようには思いますが、どうでしょう、比較の限りにおいては、従来は何でしょう、職員の数は裁判官より相当数多く増員のたびごとに大体やってきましたのじゃないですか、その点どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、さかのぼって見ますと、いろいろな年があるわけでございます。これも毎年、まあなるべく長い目でひとつ見ていただきたいというふうに申し上げておるわけでございますが、たとえば昭和四十年などには、裁判官が十六人に對して、一般の職員がゼロのような年もございました。まあしかし、こういうのは例外でございまして、大体はある程度裁判官より裁判所の一般職員のほうが多い

のが前例でございまして。ただ、ことしの場合は、先ほど秋山委員のお話の際にもちょっとあるいは出たかとも存じますが、その増の要素と減の要素と両方からみ合つて、その結果要するにこの答えとしてトータル二十五名と、こういうふうに出てきたわけでございます。裁判官のほうでも、判事十二名となつておりますが、実はそのほかに簡裁判事七名増というのを前に予算の御説明のときにあるいは経理局長が申しておるかもしれないのでございますが、これは反面で簡裁判事七名減というものがございまして、それで増減なしの法案になつてゐるわけでございます。したが、いまして、それを加えますと裁判官のほうも十九名ということにならうかと思ひますが、その一般の職員は、これも、十三といひましても、例年のようなストレートな十三の増ではなくて、ある面ではもっとふえて、その中から若干を差し引いて答へが何名、それから中には職務の範囲によつては減のものもある、こういうことで、それを全部合計いたしますと差し引きで十三名の増と、こういうことで答へが出てまいっているわけですが、その点はお手元の資料の四ページに出ておりますが、そういうふうな関係になるわけでございます。

○亀田得治君 そのいろいろやりくりの結果の数字だということとはわかるのですが、いづれにしても社会の要請というものが非常に大きいわけですから、さつきも質問があつたように、それにしてもあまりにも小さ過ぎる。そうして裁判官と職員のバランスがとれておらぬ。個々のところを言うのではないのです。だから、そういう点についてはもう少し強い立場でやつてもらいたいと思つてゐるのです。これは裁判の実情をばくらがよく知つておるから申し上げてゐるのです。

まあその程度にしておきまして、あと屋から公務災害の問題ですが、これは人事局長出れますか、屋からすれば出れますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まことに恐縮でございますが、きょうは終日——おそらく夜まで新しく採用いたします判事補の面接をいた

しておりますので、本日はちょっと困難であらうと思ひます。

○亀田得治君 そうしたら、資料だけはひとつそろえておいてください。その関係を特にお聞きしたいと思ひますから、相当具体的に、特に東京関係の資料、これが裁判官も職員の方も一番難儀しておるわけですよ。その点特に聞きますから、要請しておきます。

委員長(北條簡八君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(北條簡八君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、中山福藏君及び谷村治君が委員を辞任され、その補欠として山本杉君及び内田芳郎君が委員に選任されました。

○委員長(北條簡八君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたし、午前に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○亀田得治君 人事局長が御出席きようは無理なようですから、公務災害の関係のことはまた別な機会に質問をすることにしまして、そのほかの点について若干お尋ねをしておきたいと思ひます。

その第一は、裁判所の職員の待遇問題ですね、これは事務総長の御見解も承りたいと思つて、今度の政府の予算では、総合予算方式ということで、あらかじめ四・八%の賃上げの原資というものを用意に組んでおるわけですが、しかしなかなか、最近のいろいろな経済上の指数等を見ても、とてもこれでおさまるものではないというふうに私たちがまあ見通しておるわけですが、そういう点について最高裁判所としてはどういふふうな見通しを持っておるかお尋ねをしておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 一応私からお答え申し上げ、あるいは総長から補足していただくのが適當かと思ひますが、ただ実はこの待遇問題も人事局長の所管でございまして、公務災害についてかなり打ち合わせはしてまいつたんですが、待遇問題必ずしも十分打ち合わせしてまいつておりません。しかし、私どもとしても、裁判所の職員の待遇問題ということは、非常に重要な問題として、いつも総局全部の力で検討し、努力しておる問題でございまして。そうして、御承知のとおり、いわゆる号俸調整と申しますか、つまり書記官については一六%、家裁調査官についても一六%の特別の調整による多額の給与上の扱いになつておりますことは、これは裁判所職員の職務の重要性ということについて御理解いただいた結果かと考えます。今回のベースアップの問題につきましては、これは今後の経済事情その他も関連する問題でございまいし、私どもとしては、他の公務員と同様であることはむろん、それ以上に待遇の改善について努力したいと、かように考えておるわけでございます。

○亀田得治君 私どもよく、裁判所にとめておられる職員の方から、具体的に俸給表などを見せてもらふことがあるわけですが、まあそういう感情的な面だけを申し上げるわけではありませんが、とても現在の待遇では苦しい、しかも四・八%しかベースアップの原資を見ておらない、これでは私どもも、職員の生活をきちんと守つて、そして十分仕事をしてもえらんと、そういう状態にはならぬと思つて、ですから、当然全国の裁判所をあげておられる最高裁判所としては、これは組合のほうからそういう話が出るわけですから、黙つて聞いているわけにはいかなない、いろいろ考えておられると思つて、ぜひこの点についてのもう少し見通した意見というものをお聞きしたいわけですが、必要であればそのことはやはり政府に対しても皆さんから意見も出してもらわなければならぬことなですね。何か事務総長はせんだって、衆議院でしたか、職員の

俸給表について裁判所独自のものを何か研究しておられるというふうに御発言があったようです。が、そういうことについてもできませんでしたら考え方を聞かせを願いたいわけです。これは単に一つの軽い意味でそういう構想ということをおっしゃったものなのか、あるいはそれを具体化していかないとどうもぐあい悪いというふうな立場でおっしゃっておるものなのか、それらもあわせてひとつお答えを願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この問題も、一応私から申し上げてはと存じますが、一般に裁判所の職員——裁判官はひろんのことでございしますが、裁判所の職員の給与がどうあるべきか

ということとは、非常にむずかしい、また重要な問題であると考えておるわけでございます。そうして、常にそういう問題についても、研究、検討は怠っていないつもりでございます。で、まあ幸い

にして、裁判官については別建ての俸給表が一応できておるわけでございます。しかしながら、その内容については、私ども現在の段階においてはやむを得ないと考えておりますものの、これは一

〇〇%満足しているわけのものでもございません。臨時司法制度調査会の意見にもあったとおりでございます。ただこの点は、おそらく任用の間顧等とも関連することでございますから、現在の間

裁判官制度のままでこれに画期的な変革を加えるということについては、いろいろ問題があるのではないか、かように思うわけでございます。この前の衆議院で総長がお話しになりましたような問

題も、さようなところにも関連をしているのではないかと私は理解いたしておるわけでございますが、なおさらに裁判官以外の一般の職員の問題につきましては、たとえば先ほど申し上げました号

俸調整というようなことも、非常に微温的な形ではございますけれども、やはり裁判所の職員の特殊性というものに基づきます一つの給与の形ではある。ごうん、給与体系と申しますことはあまりよくない。

微々たるものでございますし、大きな顔をして言える形のものでもございませんし、しかしともか

くも、一般職の職員の給与に関する法律を準用するといつておりながら、そこでさらにさような手直しをしているということは、ある程度の一つの給与のあり方になっているわけでございます。しかし、さらに進んでいろいろもつとりつばなものをといふことになりますと、これは裁判官と同様、いろいろ職務内容なり任用制度のあり方とも関連をしてくる問題でございますして、所管の人事局においては常に研究を怠つてはいないはずではございますが、その具体的な内容等についてはまだ申し上げるというような問題の点までには至っていないというように私は承知しておる次第でございます。

○龜田得治君 特に私、裁判官以外の一般の職員のことについて実はお聞きしているわけですが、事務総長からちょっとひとつ御真意のほどを……。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 現在、裁判官以外の裁判所職員、これはやはり特別職になっておりまして、それで、先ほど総務局長が申しましたとおり、その職責から申しましても非常に重

要なものであるわけでございまして、その給与体系が裁判所職員臨時措置法によって臨時的な形でできておる。そうして一般職の給与に準じて、しかし、先ほど総務局長からも説明がありましたように、

うに、ある種の職種については特別な昇俸調整という手当でできる限りの優遇をはかるうとしている。そういう点は、特別な措置、手当としている。それ自体非常に意味があると思いますが、何

分にも臨時措置法というのがほんとうはおかしいわけで、これも恒久的なものにするのが筋だろうと思います。数年前に、まず裁判官について――裁判官については独自の給与体系を持っておりま

すけれども、しかしその階級の区分なんかは一般行政官とそうあまり変わっていない方式でありますので、ひとつまず裁判官について独自の、もうひとつは行政官を少なくして、そうしてその裁判官が少

昇給とかそういうことに気をとられることなく落
ちついて裁判できるような給与体系はできないも

のかということで、人事局でいろいろ考えたことがございました。いろいろな案を考えましたけれども、このように毎年のベースアップのある状況のもとでは「ちよつとやさつとのベースアップがあつても、そういうことにおかまいなく泰然としておられることができるのが非常に望ましい」と思ひますけれども、こう毎年続きましては、そういう状況のもとでは固定化した報酬の体系というものはないかなかなか困難である。それと同時に、また

はたしてそういうことが実際に実収入の点において裁判官にとって有利であるかどうかという点、そういう点につきましてもいろいろ疑問が起きまして、そうしてこういう状況のもとではちよつと

当分、研究は続けるとしても、急速にそういうこととはできかねる、そういうことでその際は取りやめになったわけでございます。しかし、裁判官を含めての裁判所職員全体の給与体系については、

日ごろ私どもも関係の事務当局でいろいろ考へてはおりますけれども、先ほど来申しましたような事情から、急速な実現はちよつと困難であると考へえます。一般職につきましては、それでは現行法

の体系に乗った上での優遇をまず当面の問題として
は考えていったらどうかということで、号俸調
整の問題、それから級別定数をできるだけ上のほう
を獲得する、そういう努力は毎年毎年続けてお

りまして、そしてこれは、裁判所の一般職という
と語弊がございますが、裁判官以外の職員の待遇
が他の行政官庁の職員のそれに比べて決してま
さとも劣るものでもない、これははっきり申し

上げることができるのであります。しかし、現状に決して満足するというのではなくて、やはりどういう待遇の、給与の体系をつくったらいいかということは、これはわれわれも今後も検討を続けることである。

ていく所存でございます。

○龜田得治君 大体をういうことでしたら理解できますが、いまお答え自身の中にありましたように、どうも事務総長のほうも裁判所職員の有刑の

ためにそういうことを考えておられるのだらうと思ひますが、そういうことをすれば現実の政治の

中では結局置いてきぼりになるといふふうには私は危惧するわけです。いまお答えになったような立場で当分はやっぱり努力してもらいたいというふうに、これは要請しておきます。

それから次にお聞きしたいのは、裁判官会議ですね、これは各裁判所の責任者であるわけですが、実際上はあまり開かれない。特に大きな裁判所等になると開かれない。そうして特定の方に委任してしまうというふうな実態になっているん

か。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まず最高裁判所と下級裁判所に分けて申し上げる必要がある。

ろうかと思いますが、最高裁判所に關しまする限
りには、これは完全に裁判官會議というものがすべ
ての問題についてイニシアチブをとり、また理解
をして司法行政を進めていくということは、申し

上げられると思います。開催は原則として週一度でありますが、午後長い場合には四、五時間もやられる場合もあります。短い場合でも一時間から一時間半やられるわけでありまして、毎週でござ

いますから相當に時間數としても多いことになろうかと思ひます。

下級裁判所につきましては、これは最高裁判所ではその開催回數等を定めませず、すべて下級裁

判所そのものの方針にゆだねておるわけでございます。これにつきまして、も衷はいろいろ議論がございます。これにつきまして、ある程度開催回数等は最高裁判所のルール等できめるということについても検討の余地

地はあるわけでございます。あまりにアンバランスということもいかかという意味もないわけではないわけでございます。しかしながら、私どもとしては、できる限り下級裁判所の自主性を尊重

するという立場から、その回数、の制約等はして
らない、あるいはもつと開けということも申して
はならない、つまりあくまで自主性にゆだねてお
ります。非常に多いところは、これは亀田委員長

承知かと存じますが、私も前に勤務しておりました大阪の裁判所では毎月一度開く例になっており

ます。ただしかしながら、これは実際の体験として申し上げるわけでございますが、やはり裁判官會議に定足数というものがあつたわけでございまして、ところが、その定足数がそろわない場合がかなりあるわけでございます。それはいろいろ大阪の特殊事情もございしますが、そういう関係で、毎月開催となつておりましたが、必ず毎月現実に裁判官會議が構成されて運営されるには限らないわけでございしますが、たゞまはそういうふうになつておるわけであります。その他の庁はいろいろまちまちでございますが、東京あたりでは全体の裁判官會議というものは年に二度のようでございます。これはまた御承知のように、東京地方裁判所ということになりまして、八王子支部は別といたしましても、本庁だけでも二百人をこえるかと思はれる裁判官がおりますので、大体の問題は、民事部会、刑事部会というように、部会を分けてやるというふうなやり方をとつていこうと思つてござい

ます。そうしてさらに、毎週開く必要のあるような問題は、これは常置委員会に委任する。こういうような形で、三段がまゑと申しますか、そういうようなやり方をしているわけであります。そのほか各庁によつてまちまちでございます。

○龜田得治君 その裁判官會議の状況ですね、これの全国の動きというものは、最高裁判にはやつぱりちゃんとその報告が来ておるわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これはかつては来ておつた時代もございましたが、報告の簡素化等の問題もございまして、一々詳細な報告はとつておりません。しかし、随時に、たとえば開催回数等の報告はとることもございまして、それから會議の結果まとめられた事項についての報告は、これは事務によつては相当詳細にとつております。たとえば一番重要なものは、裁判事務の分配、部の構成と申しますか、つまり第何民事部はどういう裁判官で構成されるかということとは大体司法年度末の裁判官會議で決定されますので、その結果に基づいて最高裁判所のほうに報告して行く。これはおそろく裁判官會議事項としては最も

重要な事項だと考えられますが、そういうふうな個々の事項について結果の報告はございまして、ただし、會議の経過なり内容については報告はとつておりません。

○龜田得治君 たとえば浦和とか千葉あたりの裁判所ですと、回数はどれくらい開くのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 突然のお尋ねでございますが、あるいはあとで資料でお届けしても思いますが、私正確に存じませんが、想像で申し上げますれば、おそらく数回ということであらうと思ひます。数回と申し上げるものは、二回から五回までの間であらうと思ひます。

○龜田得治君 そういたしますと、委任事項が相当ふえてくるのだと思ひますね。どういふような点を委任事項として扱つておるのか。これは場所によつていろいろでございするのだと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これも実は、資料が総務局にあるわけでございしますので、持つてまいればよかつたのでございしますが、きょうそちらのほうの問題となると思ひませんが、ために持つてまいりませんでしたので、私の記憶で申し上げることになりますので、あるいは間違つておる点もあるかもしれませんが、結局、要するに常務をまかせるということになると思ひます。端的に申しますと、たとえば最高裁判所で裁判官會議を開くこととします。そのときにどの裁判官が出席するかというところは司法行政であります。これを決定するのも裁判官會議で決定すべきでございすけれども、これを一々會議を開いてだれが行くか相談していただくのはたいへんというので、常置委員会等に委任しておると思ひます。これはごく思ひついた一例を申し上げたわけであります

が、その他、要するに司法行政というものは非常にたくさんございすから、つまりかなりのものが委任される。しかし、それは實際、いま申し上げましたような非常に常務的なものもおもであらう。まあ絶対に委任しておるはずないと申し上げ

てはばからなと思ひますのは、部の構成、これは裁判所としては一番大事なことでございす。裁判部をいかに構成するか、むろん書記官も含めてでございます。裁判官なり書記官の配置をどうするかということは、これはどこでも委任はしてないと思ひます。

○龜田得治君 委任をした事項については、これは最高裁判所に報告する程度になつてゐるんですか、そういうこともしなくてもいい、その裁判所独自のやつていけばいいのか、その扱いはどうなんですか。というのは、たとえば「裁判所時報」などを発行しておりますと、委任した事項について最高裁と連絡をとつて承認を受けておるということになるのか、報告だけなのか、これははっきりせぬ点もあつますが、その辺のところを少し御説明願ひたい。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 裁判官會議で委任した事項すべてについて報告をとるというふうなことはいたしておりません。だから、ときどき調査をすることはございす。しかし、いま「裁判所時報」というお話が出ましたが、それはおそろくは、下級裁判所で任免の委譲等をした場合に、最高裁判所の認可を得てやりますので、それが「時報」によく載ることがございす、その問題ではなからうかと思ひます。

○龜田得治君 任免問題ですね、ここでも私がたまたま持つておるのは、そうすると、重要なことについては承認を受けるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これもいま私網羅的に記憶いたしておりませんが、任免問題はその一例であつたと思ひます。そのほかにもいろいろものがございしましたが、ちよつと記憶いたしません。

○龜田得治君 資料があまりのようですから、一度その辺の事情がでるだけわかるような資料をひとついただきたと思ふんです。といひますのは、裁判官會議というものがだんだん形式化して、そして一般の裁判官はもう裁判だけやつておればいいんだ、特定の者にもうそういう裁判所の

の運営とかそういうことはまかしておけばいいんだというふうなことになると思ふことは、やはり私は逆行だと思ふんですね。なかなか會議というものが、司法行政をやるということは不便な点もありまふけれども、やはりそこに裁判所の特色、一人一人の裁判官が独立という基礎がありますから、この基礎というものを考えるだけじゃやっぱいいかぬわけであつて、運営自体についてやばりつながらというものが私はなきやいかぬと思ふ。そういうことをもうおぼろげにしておりますと、いつの間にかそれが形骸化して行く。悪くすると上下の關係——いや、そんなことは考えていやせぬと言ひましても、だんだんやはりそういう面でも私は悪い影響が出てくると思ふんです。そういう意味で、裁判官會議の問題を以前には少し問題にしたこともありますが、最近だといふお聞きしておられませんので、現状は一体どうなつておるのか、そういうことをお聞きしたいわけであつす。そういう形式化していく、一般の裁判官はもうそういう業務にはタッチしない、積極的にそういうふうに進んでおるといふようなことがあつたら私はいかぬと思ふのですが、その辺はどうなんですか。また、最高としての指導方針ですね、そういう面についての……。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 根本的な考え方において、私も全く同感に存するわけでございす。ただ、その具体的な運用の問題は、実は非常にまたこれも複雑な要素を含んでおるわけでございます。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、東京はこれは実はかなりうまく運用されておるんじゃないかと思ひますが、裁判官會議は年二回しか開かないけれども、民事部会、刑事部会というものを数回開いてそれでやる。それからさらに、もつとひんばんには、たとえば代表者會議とかあるいは常置委員会というふうな、各部から一人ずつ出てきてやるのかというふうな中間の機構もございす。そういうことで、つまり何といつてもあれだけ大きな世帯ですから、いろいろそういう段階的な機構でやつてお

て、かなりうまくいっておると思っています。一方大阪のほうは、毎月裁判官会議を開くというところながら、それが流れます場合がかなりあるということになると、これはむしろ形式ではないか。それよりも、もう少し何か東京のような現実的な機構を考えて、そのかわりそれをもっとひんぱんに開く。裁判官会議は年二回なり五回なり、数回にとどめるというほうが、ある意味では裁判所法の精神に沿うわけでもあるのではないかと、いう面があるわけでございます。それから今度は、さらに小さな、先ほど千葉というお話が出ましたけれども、千葉あたりになりますと、支部は別といたしまして、本庁の判事はおそらく数名しかおりませんから、これはもう多くのところで一週一回ぐらいいは所長を中心に会食をしたりするわけでございます。そういう際に、正式の裁判官会議と言わなくても、いろいろ話が出るわけでございます。したがって、もう實際上、いわゆる議事録をつくる裁判官会議は開いておりませんけれども、意思の疎通は大阪や東京に比べればかなりよくいってあるわけでございます。その点でも、しかしむろん、非常に独断的な所長でも出ます場合には、問題はあつたわけでございます。その辺のところは、私どもとしても十分に注意し警戒して指導しなければならぬことはもとよりでございますけれども、多くの場合には、そういう実際の運用で、会議の回数が少なくいっても、小さな裁判所はうまく運用されている。ただ、またこれもいろいろなことを申し上げて恐縮でございますが、たとえば広島の高裁というところになりますと、支部が松江と岡山にあるわけでございます。裁判官会議を開くためには、支部の者をみな集めなければならぬわけでございます。しかし、松江、岡山からそうひんぱんに集めるわけにもまいらない。そういうところで、本庁だけの裁判官が集まって一応のことをきめて、あとは了解を得るというふうなやり方でもやったことがあるように聞いておるわけでありまして、したがって、重要な問題のときには裁判官会議をむろん開くわけでございます。

ざいまいしようが、その辺の運用は、最高裁で一律に何回とか、どういう機構ということを申ししますよりも、それぞれの長の自主性にゆだねたほうが実際に適する扱いになるのじゃないか。東京のほうに二百名の裁判官を有する裁判所と、十名程度の裁判所とは、おのずからそこに運用が変わってくるほうが自然ではないかというので、特別の処置は講じておられないわけでございます。ただし、実情につきましましてはできる限り把握して、円滑に運用されるように考えておるわけでございます。ただ、一言つけ加えますと、先ほど来も、根本においてはそうでございますけれども、たとえば会計法なんかでは、裁判官会議でなしに、高裁事務局長とか所長に一応の権限を与えておるといふような例もあるわけ、法律上そういうような権限がありますものはまた別に考えるべきだろうと思ひます。

○亀田得治君 それは、法律上特別な権限を持つておる、それはまあ当然なことで、一般的に、所長なり、あるいは部会を開くようなところでは部長なり、そういうところに委任していくという事項がふえておるのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 一般的にはおそろしくふえてはいないと思ひます。ただ、いまのお話は、先ほどの「裁判所時報」でときどき目につくとおっしゃる、それがときどき各地にございましてその「時報」に載りますから、それがお目にとまつたのかと存じますが、一般的な事項としてはふえておることはないように理解いたしております。

○亀田得治君 じゃ、その辺の実情もちょっとわかる資料を見せてもらいたいです。お願いしておきます、委員会外でけっこうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 承知いたしました。

○亀田得治君 それから次に、配置転換の問題ですがね。配置転換、裁判官以外の問題ですが、現在そういう時期に一応来ているわけですが、

従来は、できるだけ本人の意思を聞き、また生活の状況なども考えて、無理のないような配置転換をやるといふふうに大体われわれは了解しておるわけですが、近ごろ必ずしもそうばかりでもないというふうなことを聞くわけですが、何かそういう、これも人事局長おられますので、こまかいことは、具体例などについては、直接の担当局長でないとかわからぬかもしれませんが、何かそういう面の方針でも変わってきたのかどうか、大まかなところだけをちょっと聞いておきたいのです。たとえば、非常に組合の活動を熱心にやっていると、うさばいからもう少し遠いところへやっておけとか、いや、たまたまその人がそういうことに当たったので、意識してやったわけではないというふうなうにたいがいこれはお答えになるわけですが、しかし、そう偶然の一致というものがあちこちに起こるわけはないのでして、その辺どうも最近方針が少し変わってきているのじゃないかというふうな思ふわけですが、決してわれわれ、人事権を裁判所当局から奪うとか、そんなことを考えているわけじゃないのです。これはともかく、交通事情から見ただけで、宿舎の事情から見ただけで、何と云つたてそういう転換した後のことも十分考慮してやるべきことが、これは全体のやはり能率もあがるわけですから、そういう立場からこれは考えているわけですから、その辺どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 御指摘のとおり、人事局長の所管でございますので、私は十分お答えはできないかもしれないと思ひますが、私の理解している範囲では、最近の方針が変わつたということはないと思ひます。一般的に言つて、大体いわゆる裁判官以外の職員の方の配置転換というものは、本人の意思に反して強行するということはきわめて困難であり、また実際にも適しないというのが、従来の裁判官の実情であらうと思ひます。私も所管の関係から申しますと、これは先ほど、午前にも問題になりましたように、相当事件がふえたり減ったりするところがあるわけでございます。たとえば九州の裁判所

で減つて、東京の裁判所ではふえるということは、毎時あるわけでございます。その定員を九州で削つて東京につけるといふことも、これは合理的な立場からやらざるを得ないわけでございます。しかし、そのときに、九州の職員を東京へ持つてくるなどという扱いはしていただかないし、また私どももそういう扱いはしていただきたくないし、人事局長のほうにお願いして、人事局でもさうなことをされた例はないように承知しておるわけでございます。今度の法案の関係でも、いろいろ増減の関係がございまして、減になった職種と増になった職種と違つて、その点で配置転換については注意をしてやつてほしいという趣旨のことは、職員組合のほうからも十分聞いております。これは私どもとしても十分注意してやるべきことであると考えておるわけでございます。ただ、私よく雑談的に話さう場合があるわけですが、これは私の所管ではございせんが、同じ勤務地内の、たとえば東京地裁から東京高裁へ移るといふようなことと、それは、相当な程度協力してもらえないと、それをして、いやこちらの職場でないといやだと言われても、非常に困るのだ。いま亀田委員のお話のように、通勤が非常に不便であるとか、宿舎がどうだかというところは、管理者として当然考慮すべき問題であると思ひます。しかし、その上の段階として、それにもかかわらずと申しますか、そういうことは別にきわまりなく、しかしただ職場をかわるという場合には、これはやはり大きな立場から職員にも協力してもらふのが当然であらう、そういうような立場でいろいろ話しているわけでございますし、大体においてはそういう方向で行なわれていると思ひますが、あるいは例外があるのか存じません。それはいずれまた人事局長から御報告申すと思ひますが、私はそういうふうに理解しております。

○亀田得治君 例外というのか、いろいろあるわけですが、具体的にはね。それは裁判所から最初案を出す場合には、よく本人の事情のわからない場合があるでしょうから。しかし、本人から、しかし

かだと、もしそこへ移るとなるとこういうことになるというふうなことでお話をあつた場合には、そういうことは十分裁判所として聞いて、そうして考慮していくと、そういうたてまえになつてゐるのですか。言ひ出したらもう多少のこととはあつてもやつていくのだというふうなことはあつたのでしょうか。あるいは裁判所によつて扱ひが多少違ふのでしょうか。しかしそれは、全体の指導方針という面からみて、やはり最高裁の考え方というものは非常に大事だと思ふのです。どうなんですか。あなたが例としてあげられたようなね、同じ場所について、そうして地裁が高裁かと、そんなことを私は言つてゐるのじゃないのです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 基本的な考え方は、私、個人として、亀田委員のお話、よくわかるように思ひますし、私も大体そういうふうにおそろくされてゐるに理解はしてゐるわけですが、しかし、いろいろなケースがあると思ひますから、その裁判所なり所長なりの方針によつて、どうしてもその人に行つてはならないとやうな悪い例といふやうなことがあるいはあり得るかもしれない。そのときに、その人事権と本人の身上とかね合ひといふことをどういふふうに調整するか、それはなかなかむずかしい問題で、この最終的なところは、ひとつ人事局長が出ましたときに責任をもつて申し上げるというほうがいいのではないかと考えるわけでございます。

○亀田得治君 具体例となりますと、実際に扱つておられる局長にお聞きする以外にないわけですが、事務総長に最後に一言聞いておきますがね。組合の活動家じやから、うるさいから、少しへんびなところへやるとかね。それはそういうふうな思つてゐる人もあるいはたくさんの中にはあるかもしれない私は思ふ。しかし、その場合でも、そんなことは口にしません。だから、その辺のところはね、いろいろ全国から裁判官なり所長あたりがお集まりになつたり、いろいろ機会があるわけではしてね。そういうときについての話し合ひとい

うか、指導と言つちや少し言い過ぎる点もできるかも知れぬが、そういうことは、職場をやはり明るくしていくという立場から、考えてほしいのですね。なかなか人によつて裁判官といふのは特色がありますからね。思い込んでしまふかぬと、組合のくさつた字でも言うたらもうきらいだといふのがいたり、いやそうじやないにそれはもうあたりまえのことじやないかと、むしろそれくらい男のほうから仕事をよけいできるといふやうな逆の考へる人もあるし、非常に個人差が強い以上は、その強いのを調整して御意見を言わなければならぬのでしようから、なかなか事務総長も言ひづらい点があるかも知れませんが、その辺どうなんですかね。だいたいふさいだいなで感情的に処理されてゐるのじやないかと思ふやうなのを聞くのですかね。どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 個々具体的な事例については、私あまりつまびらかにしておはりませんけれども、人事の配置転換の方針としては、公平といふことが第一のやうな目標であらうと思ひます。まわりのほかの人たちがちゃんと何年かたつたらよそへ動いてゐるのに、自分だけのがんとしていやだといふやうな、いわば本人だけのことを考へてゐるというやうな場合には、これはやはり……。

○亀田得治君 それはそうです。そういう場合じやないに。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) やはり強行しなければならぬ場合もあるかと思ひますが、それが先ほどお尋ねのやうな組合運動とからませて行なわれるといふことは、そういうことは私はないと確信してゐます。

○亀田得治君 これは実は弾劾裁判所あたりに出すべき案件かもしれぬですが、ちよつと問題があるんです。決して裁判の内容にわれわれ干渉しようとか、そういうことは一つも思つてゐないんです。ただ、いろいろ実情を聞きますと、あまりにもひどいじやないか、じやそういう問題があれば訴追委員会等の手続をとつてそつちのほうでやる

べきだろうといふふうにはくら考へておいたんだが、まあ差しつかえなければ皆さんのほうからもお答え願ひたいと思ふのです。

それは、更生会社になつてゐる東京労働機といふのがありますね、御存じと思ひますが。東莞、東莞と普通言つてゐる会社です。その破産管財人の問題なんです。藤掛といふ人が更生管財人をやつてゐるわけですが、この人がだいいぶん変わった人として、組合の分裂とかさういふ不当労働行為になるやうなことは許さずいふおやりになつてゐるんだが、それを許すという意味じやありませんが、もつとひどい問題としては、暴力団を多数雇ひ入れて、それはもう乱暴の限りを尽くしてゐるわけですね。あまりひどいからといふので組合から陳情があつて、社会党の国会議員も実情を見に行きました。その諸君に対してはやるわけですね。

会社の更生ですから、その経営者なり労働者も一体になつてやつていかなければならぬかそれはできないうですやね。そういう会社としてはあるまじき様相が出てゐるわけなんです。そこでたまりかねて、こういう管財人は困る、更生のための管財人なんでもつと良識的な者と考へてほしい、特に能力があるとかなんとかそんな主観的なことは言わぬ、少なくともみんなが一致してやつていかなければならぬ職場に対して暴力団をほうり込んでくる、そういうことは困るというので、裁判官に變更を要求してゐるわけですよ。ところが、それがなかなか、ああじやこうじやと言つて、許可してもらえない。こういうことをしておつたら労働者自身が困るんだといふことで、非常な非難があるわけです。なぜそんな事実があるのにその更迭ができないのか、こういうことが起きてゐるんですが、御存じないですか、そういう問題。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私のほうとして、おそらく民事局の所管かと思ひますので……。

○亀田得治君 民事第八部ですな。

最高裁の事務総局としては民事局の所管でございますから、民事局はあるいは知つてゐるかも知れませんが、私は実は初めてわかつたやうな次第です。

○亀田得治君 ばくらがこんな問題取り上げる、何か裁判官の判断に圧力をかけるやうな印象を与えるので、それはもつとちゃんと訴追なら訴追、そつちのほうで扱つたらどうだ——おそろくそつちで扱うかも知れませんがね、そう言つてゐるわけです、法務委員の立場としては。しかし、あんまりこれは少しひど過ぎるんですよ。どうしてそんな割り切つたことがきちんとならぬのだらうとふしぎでたまらぬ。それは、一般の労働者が会社の構内におゐる、それが乱暴される、妨害される。したがつて、一部仮処分も出てゐます、そういう妨害しちやいかにぬといふ立場の。それでも直らない。これはおよそ会社更生といふ立場から見たら逆行ですわね。そんな雰囲気の中であつたの会社更生なんて進むものじやない。こういうのは民事局としては、事裁判官のやつてゐることじやないでタッチせぬのですか、最高裁は。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私先ほど、民事局長はあるいは承知したしてゐるかも知れませんが申し上げましたのは、会社更生事件につきましては報告の来る場合でございますので、そういうことで、そういう事件のあることを承知したしてゐるかも知れないといふ趣旨で申し上げたわけでございます。実際にそういうトラブルがあるといふことを承知してゐるかどうかは、私その点までは承知したしてゐません。それから、そういうトラブルがかりにあらつたといふ場合に、最高裁の事務総局として何らかの方法があるかといふ点は、これはおそろくは何もないのではないかと——これも所管局長からお答えしたほうが間違いないかと思ひますが、私の考えますところでは、ちよつと民事局長から裁判官に指示といふことは考えられないので、方法がないのではないかと思ひますが、その点いかがでしようか。

○亀田得治君 これは、裁判所の機構、裁判官の

たてまえというものが、外部からこう干渉されぬようにできております。それは私もよく承知しております。ところが、刑事局長にしても、民事局長にしても、こんな非常識なことがあっても、これは何にも言えぬものなのかどうか、その辺のいままでの習慣というのか、しきたり。ただ統計を集めたり、費用を配分したり、そういう事務的なものなのかどうか、そうじゃないに、やはり一定のワケを越えたような問題がある場合には、これは何らかの検討ができるようになっておるのか。いやそんなことは全然だめだ、ひどいのがあったら裁判所で被害者がやたらいいのだ——それは正道かもしれませんが、待てませんね、あまりひどい場合は。そういうような点はどうなんでしょうか、全然ノータッチですか、刑事局長なり民事局長というものは。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、亀田委員は常にむしろ裁判所の独立ということをお話しになっており、事務総局がいろいろ裁判所に対して干渉することはむしろいけないというお立場であるとお承知しておるわけであり。私は常にそういう心がまえで、いやしくも裁判の内容容に関して事務総局が干渉を与えるような、誤解を与えるようなことはしてはいけないということ、極度に慎んでおるわけであり。ただし、全然外形的なこと、つまり裁判の内容に触れませんが、午前中にもちよつと問題になりました、結審してから判決まで非常に長い間かかっておる、そういう場合には、早くやれとは言わないまでも、どういふ事情でそう長くかかっておるのかということをお尋ねする、それによって間接には促進の効果があつて、こういうようなことはやるわけでございます。そういう意味で、およそ裁判事件に関しては一切ノータッチというわけではございませんけれども、これはあくまで、そういう外形にあらわれませんでした。たとえばいまのような判決の遅延というように、しかもそのときも、早くしろと言うよりは、むしろどういふ事情かという

ことを伺うことにより間接にそれを促進する、こういうようないろいろな慎重な配慮をして、いやしくも外部から、特に弁護士会等から事務総局が下級裁判所に干渉を与えたというやうなことの疑いを受けまいように慎重な配慮をしてやっておるわけであり。それから、おそら民事局長としては、いまお話しになりますことを知りましても、ちよつと手の打ちようがないのではないかと、かように考えるわけでは。

○龜田得治君 だけれども、そんな暴力団を使うような管財人は困るからかえてくれ、こう言うておるわけですがね。それがはたらかしになつておるわけですか。だから、そういう場合に、なぜそれがきまらぬのかというふうなことは最高裁としては聞けぬのですか、聞いてまた悪いのかね。どつちにせいということとは、それは裁判官の自由ですよ。だけれども、現にそんな状態になつて関係者が困つておるのに、ほつたらかしておくとおは、私はいかぬと思う。それは、介入せぬならせぬ、これこれの理由だ、これも一つの見識かもしれない。そういう意味でも、事情聴取というふうなことは最高裁というものはせぬのかどうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) お話の点は、私事関係存せず申し上げておるわけでは、でございます。そうかと申しまして、知りません。ことを仮定的な前提でお答えしましたのでは、かえつてあとでまた問題を起すとも思ひますので、そういういろいろの点から申しまして、いまお話しした御趣旨も非常によくわかる点もあるわけでございます。しかし、そうかといつて、それでまた逆に今度はそれをやたら、また反対からいろいろ言われることになる、全く事件の渦中に事務総局が巻き込まれることになると思ひます。したがつて、私かつて民事局に勤務いたしておりました経験で申し上げるわけでございますけれども、何かそういうような陳情なり投書がありまして、そういうものがあつたという事

実を裁判所にお知らせしたことはあつたように記憶をいたします。現在どういたしてゐるか知りませんが、たとえば事務総局にそういう上申書等が来た場合に、そういうものが来たという事実を当該裁判所、それも裁判官でございませぬ、当該地方裁判所に御連絡をして、こういうものが来ておつたという事実だけを御連絡をしたことはかつてはあつたように思ひます。現在の処理の方法は存じませぬけれども、ともかくそういうやうな配慮をしながら、しかしまあやっておるわけではございますが、それ以上に出ますと、やはり何らかの形で事務総局の裁判干渉ということになるおそれがあるのではないかと、かように考えるわけであり。○龜田得治君 この程度にしておきましょう。

○秋山長造君 けさお尋ねしたところでちよつと漏らしておつたことで、重要なことですから、最後に、二点をお伺いしておきたいのですが、このいただいた資料の三ページに裁判官の定員、それから五ページに裁判官以外の職員、定員一覧表があります。この欠員のところが非常に多いですね。これは多少季節的な要因というものもあるかもしれないけれども、これは大体いつもこのういふことですか。この資料は十二月一日現在でつくられておるけれども、十二月一日現在で、その時点でつくられる資料というものは、このういふやうな欠員が出てくるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まことに、ごもつともなお尋ねでございますが、裁判官の場合とその他の職員の場合とで、共通の問題もございませぬし、やや違つた問題もございませぬ。まず共通の問題として、特に裁判官を中心に申し上げますと、裁判官の欠員は要するに現在あたりが一番多いわけでございます。つまり、三月の末といふと、一年間の退職者のしわ寄せが全部そこに欠員になつて出てまいります。きょうたまたま人事局長が修習生から判事補になる採用の面接をいたしておられます。幸いにして本年は九十名近い志願者があるようでございますので、判事補の欠員が全部それで埋まるわけでございます。四月の初め

に埋まるわけでございます。現在その欠員判事補はたつた十四になつておりますが、これはこの中から判事に上がりますために、その欠員が非常にふえるわけでございます。そうして、そのあとで九十人ほどの判事補を埋めるわけでございます。判事のほうは、そういうふうにして判事補になりまして、それが十年たちますと、これまた四月の初めに十年の資格で判事の任命資格を得るわけでございます。それが、いまこゝでは欠員は判事三十一になつておりますが、現在の時点ではもう少しふえております。六十人くらいになつておまして、そうしてさらにそこで十二名増員していただくわけでございます。七十八人近いものが、必要にといひますか、埋められるわけでございます。ちよつと判事補から七十人近いものがないものです。それでこの法案もお願いしてゐる。こういうやうな関係でちよつと欠員とそれから増員分が埋まる、それが大体四月の初めである、こういうことになるわけでございます。定年にいたしましても、誕生日ごとによりまして、またとめて一氣にこないわけでございます。逐次にくるものが、三月の末ですと欠員としてふえていくわけでございます。それから途中退職して弁護士になられる方も、逐次おやめになりますので、これも一年分たつていくわけでございます。その欠員が、これは修習生から判事補になり、判事補が十年たつて判事になる時期が四月の初めというふうになりますから、それ以外の時期には給源がないわけでございます。たまたま弁護士や検事からおかわりになる数名の方々は途中で補充いたしますが、そういう関係で、三月の末は非常に欠員の多い時期になり、そして四月に全部埋まりますが、それがまた一年間で減っていくというところでございます。

それからその他の職員の関係は、これはまず書記官についてはやはり同様でございます。つまり、書記官研修所で一年ないし二年の研修を終えまして、そうしてその者から充足するわけござ

います。家裁調査官も、調査官研修所を卒業するのが三月でございます。これはだいぶ埋まっております。四月一日より早い時期に卒業するのが例でございますから、埋まったものもかなりあると思ひますが、要するにこの三月ごろの時点で書記官や調査官が埋まるわけでございます。そうしますと、書記官研修所在職中は事務官として身分を持っておりまして、そこを卒業しますと事務官の欠員ができるわけでございます。それをたとへば大学卒業から新規に採用しても事務官の欠員を埋められる、こういうことでございいます。ただししかしながら、それは裁判官、書記官と共通の面でございますが、一般の職員はそうかといつてそれじゃ四月の初めに全部埋まってしまうかといふと、これは必ずしもそうはいきません。十幾つの職種の裁判所職員がおりますし、全国に十幾つの組織がございまして、片方で退職して片方で埋まっていくというような状態がしよつちやう繰り返されておる。その総合的な関係で、常に一％前後——一％から二％、二万人でございいますから、一％とすると二百人でございまして、一％前後のものとはこの場所では欠員がかなりあるわけでございいます。

○秋山長造君 裁判官のほうはわかりましたけれども、裁判官以外のものはどうです。裁判官のほうはこの四月に十二名の増員分が加わつて一応全部埋まる、四月という時点だけとれば、ところが、裁判官以外は、なかなかどの時点をとつても、これが埋まってしまうという時期はないわけですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 一人の欠員もなく埋まるという時期はおそらくなからうと思ひます。きわめて少数の欠員があるということとでございいます。

○秋山長造君 きわめて少数というのは、どの程度ですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは一がいに申し上げられませんが、やはり百人前後はどんな少ない場合にも残るのではないかと思ひま

すが、時々刻々それが変わらぬと思ひるのでございいます。つまり、書記官等はほとんど埋まるわけでございいます。事務官も大体埋まるわけでございいます。ところが、タイピストが退職した、その翌日補充できない、そこに一カ月のギャップがある。そういうのが、全国に十幾つの組織があつて、積み重なつて百くらいのは大体残つてゐる場合が多いんじゃないかといふふうに考えられます。

○秋山長造君 そうすると、これは不可抗力というもので、その百名程度というものは、

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 不可抗力とは考えておりません。できる限りそれを少なくするように努力すべきであるし、努力しなければならぬと思ひます。実はこの欠員数十二月一日現在でつくつておりますが、たとえば一例を申し上げますと、三十八年の十二月一日、これは三十八年の暮れの国会、つまり三十九年の初めの国会に提出したものであると思ひますが、そのときは欠員が四百幾ら、それから昭和三十三年三月四日、それから四十二年のときは三百三十幾ら、そういうふうなことで、だんだん減らす努力はしておるわけでございいます。つまり、同じこの十二月の時点でもありますが、そういうふうにして減らしておりますことは、ひいてつまり一番埋まるときは時期の欠員数というものは減つてきておるであらう、なるべくゼロを目標にして操作したいといふ——ただこれはよほどの操作をいたしませんと非常にむづかしいことではございいます。その方向で努力してまいりたいと思ひます。

○秋山長造君 それからね、やはり六ページの表のまん中の一番下の方に、家庭裁判所のつとに下で、欠員の十五というのがありますね。これ医療職ですから、お医者さんか看護婦さんかの欠員ですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは医者と看護婦であることは、御指摘のとおりでございます。

○秋山長造君 けさほど私もお尋ねしたのですが、ねこの裁判所の状態なり、また勤務時間、仕事の

内容等、いろいろな面から慢性的過重労働になつてゐるんじゃないか。したがつて、いろいろな調査資料なんか見まして、裁判所職員——これは判事だけでなく、判事以外の、裁判官以外の職員、タイピストその他に至るまで、非常にからだぐあいの不調を訴へてゐる人が多いですね。だから、いづれにしても、はつきり病人とは言へぬまでも、とにかくからだぐあいが悪い、ぐつたりした状態で勤務してゐるというのが非常に多いように思ふ。ところが、局長は、何かもうそういう健康管理なんか完ぺきだといふような自信満々な御答弁がけさほどあつて、私はそうあつてほしいと思ひながら、どうもちよつとふに落ちぬような感じがした。十五人も家庭裁判所に限つてお医者さんの欠員があるといふのは、これはどういう事情ですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これはどういふ事情か、たまたまこの時点に生じたものではないかと思ひます。

○秋山長造君 いま埋まっていますか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 正確なことは、資料をここに手持ちいたしておりませんが、で申し上げかねますが、ただ職員以外の形で医者の応援を求めるような方法をとつておるところもございいますので、そういうような方法の影響が出ておる面もあるかと思ひます。ただししかしながら、その健康問題の問題、先ほど午前中に申し上げましたのは、私完ぺきであるという気持ちで申し上げたわけではございしません。その方向に向かつて今後とも努力したいと考えておるわけでござい

○秋山長造君 現在でも、定期検診二回と、一定の人には特別定期検診を二回といふことで、ほかの省庁と比べて決してなせりなつておるとは考えておられないわけではございしませんか、しかしながら、まだまだ十分であるとは考えておりませんし、さらに進んで職場環境といふものを改善するといふことが最も進んだ健康問題の方法であらうと思ひますので、その点につきましては、いつも法務委員会その他の御後援によりまして環境整備

費を計上していただいて、施設その他の充実をはかつておりますので、そういう方向で今後とも努力したい、こういう気持ちでございいます。

それからまた、ちよつとつけ加へますと、医者の点は、常勤の裁判所の職員となる形の医師といふものを獲得することが困難な土地もかなりあるわけでございまして、そういう土地につきましては、非常勤の職員といふような形で応援を求め、ちよつと先ほど申しましたそういうような方法もとつておるわけでございいます。

○秋山長造君 健康管理が完ぺきだとおっしゃつたのじゃないに、完ぺきになるように努力する、こういうことなら、それで了承いたします。それともう一点お尋ねいたしますが、代表的な例ですが、東京地裁で二十人以上の職員がおられるわけですね。その地裁の医務室はどの程度なんですかね、看護婦さんが二人程度しかないといふ話を聞きます。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) その点、ちよつと資料を持つてまいつておりませんので、人事局のほうに確かめまして、後刻でも資料として提出させていただきます。

○秋山長造君 その具体的な点は、また別な機会にもう少しお尋ねしますが、私の聞いたところでは、二十人の職員に対して二人程度の看護婦さんで、御承知のような職場環境の中で、そして仕事の中で、職員も二十人、二十人の人が全部が全部医務室に行つて裁判所の看護婦さんのかかりつけの医者と限らぬ、いろいろな家庭でかかりつけの医者もあるだろうけれども、それにしても二人の看護婦さんで、なかなかいとおつちやうな完ぺきな状態に持つていくと言つたところで、これはなかなか前途ほど遠い話じゃないかと思ふ。まああまりこまかいことは御存じないようですけれども、そういう面に至るまでの行き届いた御配慮を、一そうやういただくことがやはり裁判といふものの機能を高めていく大きな要素になるというように考えるので、その点はひとつ今後できるだけの努力をお願いしたい。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) たいへん御親切な御忠告をいただきまして、その方向で努力したいと思ひます。東京の場合には、地裁ばかりではなしに、たとえば最高裁にもございまして、地裁の職員もそちらに参つておりますし、今朝来問題になりました法曹会館というところでも相当な診療をやっておりますので、そういうものを利用しておるといふような関係もあつて、ある程度お話のような面も出ておるかもしれないと思ひますが、その辺のところは総合的に十分御趣旨を尊重して施策してまいりたいと考えております。

○委員長(北條篤八君) 他に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北條篤八君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北條篤八君) 御異議はないものと認めます。それでは、これより採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北條篤八君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北條篤八君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、福岡地方裁判所小倉支部等の昇格に関する請願(第二七二四号)

第二七二四号 昭和四十三年三月七日受理

福岡地方裁判所小倉支部等の昇格に関する請願 請願者 北九州市戸畑区新池一ノ二ノ一北九州市長 谷伍平外十六名

紹介議員 柳田桃太郎君 福岡地方裁判所小倉支部を地方裁判所に福岡家庭裁判所小倉支部を家庭裁判所に福岡地方検察庁小倉支部を地方検察庁におのおの昇格されたい。

理由

一、右各支部の管轄区域は、北九州市をはじめ行橋市、豊前市、中間市及び遠賀郡、京都郡、築上郡の四市三郡にまたがり、わが国屈指の商工、鉱業地帯であるとともに、有数の港湾施設を備えた国際貿易港でもあり、とくに昭和三十八年二月十日北九州市誕生以来、さらに一大躍進をしようとしている。

二、右管轄区域内の人口は、百数十万人に達し、一支部管内人口としては他にその例をみない。事件数は人口数に對比してさらに増大し、司法事務の繁劇さもまた全国にその例をみないほどである。

三、本地域において、ひとり司法官庁だけを一支部に与えておくことは実情に即しないばかりか、管内政治、経済の発展をそなうものであり、管内市町村民の不利不便ははかり知れないものがある。

四、本件に関しては過去において国会請願を行ない、採択されたのであるが、いまだに実現されない。一県下に二以上の地方裁判所、家庭裁判所、検察庁を設けることについては法規上なんらの制限はない。現に北海道では道内に四地方裁判所、家庭裁判所、検察庁がおのおの設置されて

いる。管内司法事務の繁閑と政治、経済、交通事情等にかんがみ、市町村民の便宜並びに権利の立場から考慮され地域の特長性に適合されるべきである。(資料添付)

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十七日)

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 三月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案 一、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案 訴訟費用臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「千円以内」を「千二百円以内」に、「七百円以内」を「千円以内」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

本則に次の二項を加える。

4 第一項の恩給については、恩給に関する法令の改正により、昭和四十二年十月一日において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十

二年法律第八十三号)附則第二条第一項第一号の普通恩給に係る同項第四号に掲げる年額で、その計算の基礎となつてゐる俸給年額が第一項各号に掲げる年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額と同じ額であるものの恩給を受けていた者(政令で定める者を除く。)について、その恩給の年額の改定が行なわれたときは、改定後のその年額を算出した方法と同じ方法で算出して得た年額に改定する。この場合には、第二項ただし書及び前項の規定を準用する。

5 前項の規定によるほか、第一項の恩給の年額の改定及び支給については、前項に規定する恩給に関する法令の改正の例による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑事補償法の一部を改正する法律案 一、公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百円以上千円以下」を「六百円以上千三百円以下」に改め、同条第三項本文中「百円以内」を「三百円以内」に改め、同項ただし書中「百円」を「三百円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案

公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の

の損壊行為の処罰に関する法律

第一条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底電線（海底電信線保護万国連合条約第一条に規定する海底電信線を除く。）を損壊して電氣通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処する。

等二条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底パイプライン又は海底高压電線を損壊して石油若しくは可燃性天然ガスの輸送又は送電を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三条 第一条第一項及び前条第一項の未遂罪は、罰する。

附則

1 この法律は、公海に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「七年以下」を「五年以下」に、「十万円以下」を「五十万円以下」に改め、同条第三項中「十万円以下」を「五十万円以下」に改める。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、福岡地方裁判所小倉支部の昇格に関する請願（第二七六八号）

第二七六八号 昭和四十三年三月八日受理

福岡地方裁判所小倉支部等の昇格に関する請願
請願者 北九州市小倉区西鍛冶町二ノ五七
ノ五二 二村正巳外十六名

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第二七二四号と同じである。

昭和四十三年四月五日印刷

昭和四十三年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局